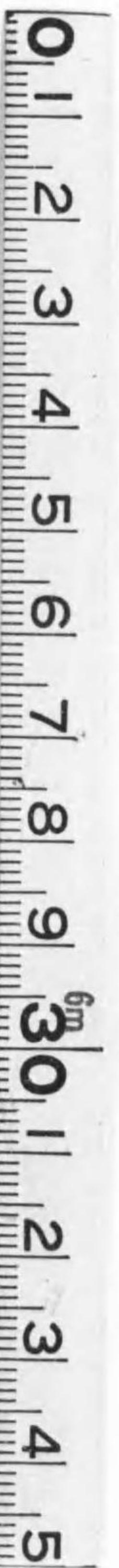
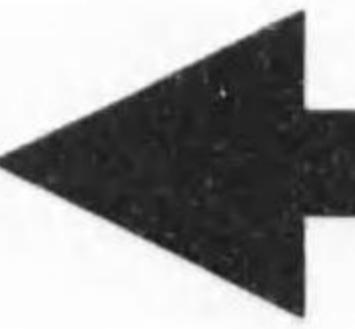


始



特 204 360  
67  
府師範學校  
友會編  
小學國史  
教師用書  
**史料詳解**  
[卷上]

平安時代初期の趨勢  
攝關政治・莊園

合資社  
行政經濟書院版

特204  
67



攝平關政治・莊園  
平安時代初期の趨勢

(第六)  
(第七)



## はしがき

日本精神文化を如實に理解體得せしめんがために、我祖先の生命的記録とも稱すべき史料を擧げて本文に概叙した文部省編輯の『小學國史教師用書』は、高等普通國民讀本としても必讀のものと存じます。

而して教科書として指定された師範生に在つては、この史料の理解は緊要缺くべからざるもので、卒業後の効果は豫想以上であり、且つ一般に中等學校の教授にも頗る便利なものであります。

特に重要な初等教育界に於ては、この史料を理解して我が國史の生命に觸れ、その體認の境地から歴史のみならず、修身、國語の教授の際にも、兒童の學習指導をなす時は、國民生活の精神的基調が涵養せらるゝことゝ確信致します。

けれども、この貴重な史料の理解は可成り困難であつて、且つ史料そのまゝでは國體上重大な誤解（例、二三八頁、保元の亂の原因）を生ずる惧れがありますので、本書は凡例に示すが如く各方面からこれを詳解し、國史教育界焦眉の需用に應ずることゝ致しました。

昭和九年 月

編者識

## 凡例

一、原文は次の各方面から詳説し、実際的にも研究的にも役立つ様にした。

①訓讀 漢文は読み下し文とし、教科書に振假名あるものはこれを省略したのもある。國文でも読みにくい所は現代文とした。

②語釋 原文の意味に即してなるべく語義と歴史上から説明した。

③通釋 全文を口語釋としたが冗漫な所は省略して簡にし、要項と共に要解とした。

④要項 本文との重複をなるべく避け、原文の大綱を列舉し、精神史的主眼・教授上の注意等を考察した。

⑤参考 史實の補説・批判・主要史料の補充説明等にて研究に資した。

二、挿繪 寫眞版は美術史的にも説明し、關係資料の補充に力めた。(例、奈良時代の建築彫刻の著名な遺品)

三、書名は梗概と生み出された時代の文化的状況と精神史的影響の簡明な紹介に力めた。それ故配列は必ずしも教科書の順に據らない。

◎要するに本書は實際的便宜を主とし、研究的入門への興味を刺戟するにある。この意味から多く読んで貰ふために廉價な分冊主義にした。

## 目次

### 第六 平安時代初期の趨勢

時代概説……………一

光仁天皇の御政治

平安奠都

〔143〕 平安遷都と和氣清麻呂……………五

地方政府の肅正と東北地方の開拓

多賀城碑……………八

〔145〕 坂上田村麻呂の蝦夷征伐……………一〇

〔146〕 田村麻呂の英姿……………一二

天臺真言の兩宗

〔148〕 最澄天台山を巡詣す(挿繪)……………一四

〔150〕 最澄旅舎を建つ……………一五

空海齋を僧侶に供す（挿繪）	一六
空海萬農池の堤を築く	一六
空海の巧書	一八
最澄の學僧養成	一九
山家學生式（書名）	二三
綜藝種智院式（同）	三四
空海の庶民教育	三四
文化の隆盛	二四
小野篁の詩情	三一
都良香の名吟	三二
有智子内親王の才藻	三三
大陸文化の心醉と國民思想の一變	三三

## 第七 摄關政治 莊園

時代概説	三七
藤原氏の繁榮	四一
藤原氏の僭上	四一
太政大臣の職制	四三
勸學院の建立	四三
藤原良房攝政となる	四四
藤原基經關白となる	四五
菅原道眞幼にして詩を作る	四六
菅原道眞の登用——道眞の左遷	四八
道眞の書齋	四九
紅梅殿道眞紅梅殿に梅を愛す（挿繪）	五二
菅家文草（書名）	五四
道眞字多法皇に信任せらる	五五

[174]	藤原道長の榮華	八一
[174]	三條天皇の御製	八二
[174]	藤原道長の和歌	八二
[174]	藤原兼道と弟兼家の間柄	七九
[172]	藤原兼家と子道兼の間柄	七六
[170]	九條殿遣誠	七五
[170]	藤原兼道と弟兼家の間柄	七五
[168]	莊園增加の狀況	六八
	藤原氏一門の權力爭	六二
	藤原氏の專恣——莊園	五六
	醍醐天皇の御仁慈	六〇
	道眞の左遷	六〇

〔附〕 時刻對照表

藤原氏略系	八六
皇室と藤原氏との關係	八六

## 第六 平安初期の趨勢 （時代概説）

- (1) 前代の奈良時代を概観すれば奈良時代は、盛唐時代に方つてゐて、遣唐使、留学生の派遣が頻繁を極め、絶えず彼の文化が輸入され異常な文化の發達を見たのである。中でも佛教は歴代天皇の御信仰によつて興隆し、これに伴つて美術工藝も著るしく進歩し、幾多の新文明をもたらし燐然たる天平文化を創造したけれども、造寺造佛の熾んであつた爲、漸く財用の缺乏を來し、天平文化も奈良地方に極限されて地方に及ばず、上代に變らない様な觀を呈してゐたのである。一方佛教の興隆は僧侶の勢力を増加させ、政治に關與させる結果となり、貴族との衝突を生じ、弊政が重なるに到つた。
- (2) 第四十九代光仁天皇の即位し給ふや、國體觀念の確立を謀り、君臣の分を明にし給ひ、和氣清麻呂を本位に復すると共に、道鏡を造下野國藥師寺別當に貶して忠逆を正し給ひ、地方政治の革新を謀り給ひ、租稅を免除し、飢餓を救助して、民力の涵養に御努力遊されたのである。かくて桓武天皇の時弊改新の御思想は實に御父光仁天皇によつて始められたと見ることが出来る。
- (3) 平安奠都……桓武天皇は積年の宿弊を刷新し、人心を一新せんとし給ひ、和氣清麻呂の建議によつて延暦十三年（一四五四）新に京都の地に都を定め給ふた。京都の地は東西北に山を負ひ、南の平野は攝津に延びて、淀川の水運を利して難波の要津に通することが出来て奈良よりも全國的に便利であつた。

都城の體制は凡て長安の制に則り、規模は平城京よりやゝ大であつた。山河の形勢が自然の域をなしてゐるのは、帝都として理想的であるから、自然その後千有余年間の帝都となつたのである。

(4) 蝦夷鎮定……地方は奈良時代の餘弊が去らず、國司の惡政續いて、文化の發達が遅れてゐたので、これを取締る勘解由使を設けて、積弊の一掃を期したのである。聖武帝以後蝦夷の動搖漸く甚だしく、歴代の天皇は之が鎮撫に力を専らにせられたが成功し給はず、桓武天皇に及んで、蝦夷鎮定の業を根底的に達成し以て多年の懸案を解決せんとの御志がおはしました。されば先づ嚴に將吏鎮兵を戒飾して、その濫濶の宿弊を正し、坂上田村麻呂を抜擢され、征夷大將軍に任せられ又節刀を賜はれた。田村麻呂は君恩に感じ奮つて蝦夷征伐の事に當り、功積着々現れて、遂には全くその巢窟を覆すに至つた。即ち膳澤城を築いて鎮所を此所に進め、次で更に志波城を置いて、大いに皇威を發揚し、以後蝦夷の叛亂は國史の上に全く現れなくなつた。

#### (5) 佛教の新宗派

奈良時代の佛教六宗は印度、支那の佛教を輸入したに過ぎなかつたが、平安初期に起つた天台真言の二宗は全く日本的のものであつた。寺院の腐敗、僧侶の破戒墮落を來した奈良の都會佛教に反して、この二宗は練行と修禪とに重きを置いた山嶽佛教となしたのである。即ち傳教大師は、天台、真言、禪の三宗を兼學して、その三諦を融合したところの一大圓教を發案工夫したのである。

弘法大師の真言宗も之と同じく、支那的、印度的のものではない。大師は兩部曼荼羅秘密法を研鑽して、その秘密壯嚴心を以て、真言宗の教旨としたのである。之を密教といふ。特に大師は布教の手段として深遠廣大なる教理を以てせず、加持祈禱を主として、専ら國家の鎮護を旨としたので、到る處で人民の渴仰を受けたのである。

兩大師は灌漑に教育に、一般民衆の爲に、特に社會事業に盡瘁して感化を國人に與へた所が少くないのである。かくてこの兩宗は廣く上下の信仰を得て今日に迄發達したのである。

#### (6) 平安初期の文化と國民思想

此の時代には遣唐使、留学生の外國文化を輸入することが前代に劣らず、唐風模倣の氣運が一層盛んとなつた。遷都後數十年は實に奈良時代の延長とも稱さるべきものにして、奈良時代に漸く盛んならんとした漢文學は、平安初期に入り大いに發達し、詩文集には、凌雲集、文華秀麗集、經國集を出し、詩も亦唐の白樂天の調をのみ慕ひ、書道は専ら王羲之の流を傳へた。又大學制度も平安時代に入りて大いに整ひ、私立學校も盛んに起つた。

佛教は新に天台、真言の二宗を傳へて、國民の宗教思想に新刺戟を與へたけれども、これに伴ふ佛教藝術は、依然外國文化の模倣に過ぎず、此の時代は寧ろ前代に引續いて、支那文化崇拜思想が頂點に達した時代と云ふべきである。かくて大陸文化への心醉はやがて漢文學に傾き詩文の研究に偏したので、他の諸道の教育は大いに衰へたのであるが而も一方にその文學の力によつて古語拾遺、續日本紀、新撰姓氏錄等が生れ國體とその氏族の本源への反省が起り、平安初期における國粹思想の復活となつたことは大いに注目すべき現象である。

## 第六 平安時代初期の趨勢

[143] 平安遷都と和氣清麻呂（日本記略前篇十三及日本後記卷八）

（訓讀）天應元年（桓武天皇）從四位下を授かり、民部大輔を拜し攝津大夫と爲り累りに中宮大夫民部卿に遷り從三位を授けらる。延暦十七年上表して骸骨がいこつを請ふ。優詔して許さず、仍りて功田廿町を賜ひ、以て其の子孫に傳へしむ。清麻呂庶務に練り尤も古事に明かなり、民部省例廿卷を撰し、今に傳はる。中宮の教を奉じ、和氏譜を撰して之を奏す。帝甚だ之を善とす。長岡新都、十載を経て未だ功を成さず、費勞げて計る可からず。清麻呂潛かに奏し、上をして遊獵に託し葛野かの地を相せ令め、更に上都に遷る。清麻呂の攝津大夫となるや河内川を鑿うがち直ちに西海に通じ水害を除かんと搬り、費す所巨多、功途に成らず、私墾田一百町備前びぜんの國に在り、永く賑給田と爲す。鄉民之を惠とす。薨する時正三位を贈る。年六十七。

延暦十三年（桓武天皇）十月廿八日丁卯ぼう、都を遷す。詔して曰く、云々、葛野乃大宮とこねは地者山川毛麗久四方の國乃百姓乃參出來事毛使之たよりして互云々。○十一月八丁丑ぼう、詔す云々。山勢實に前聞に合かなふ云々。此の國山河襟帶、自然に域なを作す。

斯の形勢に因り新都を制す可し。宜しく山背じろの國を攻めて山城國と爲すべし。又子來之民、謳歌之輩、異口同辭、號して平安京たひらわきと曰ふ。

(語釋) ○民部大輔 民部卿の次官 ○攝津大夫 津即ち難波津を攝する攝津職の長官、難波の離宮を管理し兼ねて津の國(攝津國<sub>戸に至る地方</sub>今の大坂より神)を治む。延暦十二年國司となし守介以下の職を置く。○中宮大夫 后宮一切の事務を統べ掌る後、大夫は一位から五位までの尊稱(令義解)後には三位以上を卿と云ふのに對して四位五位を大夫といふこととなつた(大輔をタユウと呼ぶ故これと區別するため大夫をタイプと云ふ。中古に至り后宮に緣故あるものが任せられ納言などから嚴選された)。○請骸骨 辞職を乞ふこと。仕官中の身は君主のものであるから個人としての生命がないとの考から骸骨といふ。○功田 國家に勳功ある人に賜ふ輸租(納稅する)田にて、大功は世々に上功は三世に下功は子に傳へた(大寶令)。○譜 系圖。○和氏 百濟歸化族で乙繼の女新笠、光仁帝の後宮となり桓武天皇を生む、これより榮へたが後振はなかつた。こゝの中宮は皇太后で、中宮はもと皇后のみならず皇太后、大皇太后をも稱した。

○長岡新都云々 京都府乙訓郡向日町から北方へ長い丘が伸びて居る、長岡宮跡は長岡の南端即ち向日町附近を主とし左右に南方に延びて造られたらしい。町の東方小學校の北東に大極殿址の碑が立つてゐる。荒内(荒の内裏)宮等の地名尚存してゐる。延暦三年十一月から同十三年まで十年間の都であつた。藤原一族の式家の藤原種繼が主張し、造宮使長官となつて都を造營したが大伴氏一派のため延暦四年暗殺されて頓座したのでこの不祥事件を忌み更に都を遷すこととなつた。○葛野 もとは山城愛宕郡に屬してゐた。○上都 みやこ、京都。

○河内川云々 大阪天王寺、茶臼山の丘陵を堀割り先きに仁德天皇の作り給ひし難波の堀江(河内川)を更に大規模にして南方まで作らんとした。○私墾田 朝廷より空閑地、荒廢地を賜はり私力にて耕し私有田となせる地。○賑給田 貧民を賑やかならしむるため田から上の地子(年貢)を以て給した田、こゝでは備前國和氣郡、磐

○謳歌 衆人が口を揃へて仁徳などを稱すること。

(通解) 桓武天皇の天應元年、和氣清麻呂は從四位下を授かり民部大輔を拜し攝津大夫となり累進して中宮大夫民部卿となり從三位を授けられた。延暦十七年上表して辭職を請うたが特別優待の詔によつて許さず功田廿町を賜はり子孫に傳へしめた。清麻呂はいろいろの務に練達し古事に明であつたから民部省例今なら内務省の諸規則廿卷を撰し今に傳はつてゐる。(しかし現存せぬ。今といふのは日本後記を書いた當時を指すのである) 中宮の教を奉じ、和氏の系図を撰び之を奏上したので桓武帝は甚だ喜ばれた。奈良から遷つた長岡の新都は十年餘にもなるが工事が成功せず費用が勝げて計るべからざる程莫大となつたので清麻呂は潛かに奏し帝を遊獵にかこつけて、山城國葛野郡宇太村の地に案内しその形勢を觀察し運命を占つて更にこゝを都として遷した。(今の京師の地) 清麻呂は攝津大夫となるや河内川(今の大坂市内の堀)を深く掘り廣げて直ちに西海に通じて水害を除かんと計企したが費用が多くかゝり成功しなかつた。清麻呂が私力で墾した田が百町歩備前國和氣郡にあつた。これを貧民に賑給田として與へたので土地の民はその恵に浴して感謝した。薨する時、正三位を贈られた。年は六十七であつた。

京都奠都 延暦十三年十月廿八日に遷都した。詔して「葛野の宮城を置いた地は山川も麗はしく四方の國の百姓の参り出で来る事も便りにして云々と申された。」十一月八日に又詔して「山勢實に前に清麻呂が奏聞したことに合してゐる。即ち此の國は山や河が襟や帶のやうに整然としてゐて自然に城を作つてゐる。この形勝によつて國の新號を制せよ。宜しく山背國を山城國と改めよ。」と又天子を父として慕つてくる子の如き民や天子の仁徳を讃美して歌ふ者どもは一齊に平安京<sup>たひら</sup>と號した。

(要項) .

- 1、平安京の形勝の地であること。君民一致してこの新都を造營し天子の仁徳を讃えて新時代の意氣が上つたこと。
- 2、この新京設定に關し清麻呂の功が最も多いこと（清麻呂の背後に藤原氏の援助があつたとは云へ、主として彼の誠忠は奈良時代より平安時代への難局を開いた）。
- 3、清麻呂は道鏡を除いた大忠臣のみならず實務にも達し土木事業等にも利用厚生の道を講じたこと。姉と共に貧民を愛し田を與へたこと……かくて稱徳、光仁、桓武三帝に仕へた大功臣でその信任最も厚かつたこと。

[145] 多賀城碑

(語釋) ○京 奈良京即ち平城京 ○蝦夷國界 漠然として不明であるが今の岩手、青森ノ國境附近を云ふのであらうか。(次の常陸國界の距離に比して見ると) ○常陸國界 勿來關附近か。 ○下野國界 白河關附近か。 ○靺

鞨 謹慎のこと。今のシベリヤ沿海州樺太方面。 ○按察使 元正天皇の養老三年七月に始めて地方の政治の得失を視察せしめ、人民を慰撫する爲に置かれた臨時の官である。 ○鎮守府 陸奥守出羽守が蝦夷を鎮撫し非常を警<sup>けい</sup>むるために置かれたもので元正天皇の養老五年に大野東人が鎮所の將となつて地方に留つたのが抑々の起りである。 ○仁部省 淳仁天皇の時、惠美押勝が大寶令の官制を一時改めたので民部省は仁部省と改められた。 ○節度使 隨唐の世、諸州の總管を言つた。按察使の職掌に似てゐる。

(要項)

- 1、蝦夷征伐の鎮守府多賀城の位置が當時重要な各方面から標示されてゐる。(甚だ漠然としてゐるが——常陸國界と下野國界の距離は甚だしい。)
- 2、奈良時代の聖武天皇の神龜元年當時蝦夷開拓に抜群の功があつた大野東人がこれを造つたが後三十年程へてやはり鎮守府將軍の藤原朝孺が修造した(淳仁天皇の時)。
- 3、多賀城は鎮守府陸奥國府の在りし所である。續紀養老六年閏四月に鎮所の名が見えてゐる。鎮所は後の鎮守府であるから是より先既に鎮所として築かれたもので神龜元年に府城の防備始めて完備したものらしい。延暦廿一年鎮守府將軍坂上田村麻呂瞻澤城を築いた後、鎮守府は瞻澤城に移り、多賀城のみは單に國府となつた。

碑は陸前(宮城縣)宮城郡多賀村大字市川多賀城址(仙臺附近)にある。

(参考) 碑文によれば天平寶字六年に藤原朝孺の作つたとあるけれども栗原信充は伊達綱村の造設なりとし、佐藤

鶴城は偽物と断定し、栗田博士は水戸義公が仙臺侯に勧めて發見せしめたもので、それは文祿中の著文祿清談によつたものであるから眞物であると云つてゐる。田中博士は佐久間洞巖の偽造とし、又大槻博士は田中博士の説を難じて模擬ならずと主張した——眞偽不詳である。芭蕉の奥の細道にある「壺の石文」はこれと同じものとする人と別の人とのとする人がある。(大日本金石史1) 日本三碑は宇治斷碑、上野多胡ノ碑。

[145] 坂上田村麻呂の蝦夷征伐 (日本紀略前篇十三)

(訓讀) 延暦十三年(桓武天皇)六月十三甲寅、副將軍坂上大宿禰田村麿已下蝦夷を征す。十六年十一月五丙戌從四位下坂上大宿禰田村麿を征夷大將軍と爲す。(副將軍等有り)廿年二月廿四日丙午、征夷大將軍坂上田村麿に節刀を賜ふ。○九月廿七日丙戌、征夷大將軍坂上宿禰田村麿等言す。臣聞く云々。夷賊を討伐す。○十月廿八丁巳、征夷大將軍坂上田村麿召され節刀を賜はる。○十一月七乙丑、詔して曰く、云々。陸奥國乃蝦夷等代を歴時を涉り、天邊境を侵亂し百姓を殺略す。是を以て從四位上坂上田村麿大宿禰等乎遣天伐平掃治之牢流爾云々。田村麿に從三位を授け已下位を授く。

廿一年正月九日丙寅、從三位坂上大宿禰田村麿をして陸奥國瞻澤城を造らしむ。○四月十五庚子、造陸奥國瞻澤城使田村麿等言す。夷大幕公阿豆利爲。盤具公母禮等種類五百餘人を率ゐて降ると。○七月十甲子、造陸奥國瞻澤城使田村麿來る。夷大幕公二人竝び從ふ。○廿五己卯百官表を坑し蝦夷を平げしを賀す。○八月十五丁酉、夷大幕の梶師を獲、縱申請に依るとも奥地に救還するは所謂虎を養つて患を遣す也。即ち兩虜を捉へ、河内國相山に斬る。

(語釋) ○副將軍坂上大宿禰田村麿……大使(大將軍)は大伴弟麿で副使は百濟玉俊哲(歸化人)多治比濱成、巨勢野足、坂上田村麿であつたが、田村麿のみ武勇抜群であつた。(延暦八年紀)古佐美が征東大使となつて伐つたが失敗したので再び征伐することとなつたのである。田村麿は武功により十六年征夷大將軍となつた。○節刀。昔山賊征計などの時天子より將軍に賜ふ刀。○鳥帥。夷賊の長(梶は惡者、梶は成長して母を食ふと云ふ)。○養レ虎遺レ患。己を害する者を養ひて患を後日に残すこと(飼犬に手をかまれると似てゐる)。

(通解) 桓武天皇の延暦十三年六月、大將軍大伴弟麿に從軍した副將軍坂上田村麿は蝦夷を征して大功を立てたので十六年十一月に征夷大將軍に命ぜられた。廿年には節刀を賜はつた。蝦夷が住民を苦しめるので討伐を進言した。十一月に征伐の詔が下り、廿一年正月陸奥國瞻澤城を造つた。四月に夷の大將(大幕公)の二人阿豆利爲及び盤具公母禮が五百餘人と共に降参したので七月にこの二人を連れて都に來た。二十五日朝廷の百官は表を上つて蝦夷平定を賀した。八月十三日に蝦夷の大將二人を斬つた。斬る前に田村麿はこの二人虜の願のまゝに奥地に返してやつて其の賊を招き降参させたら宜しからうと申し上げたが公卿が固く議論を執つて云ふには、蝦夷は野性獸心で反いたり降参

したり定まりがない。たま／＼朝威によつて此の賊將を得たのである。たとひ請のまゝに奥地に救還するは後日こちらが患を残すことゝなるであらうと。かくて河内國相山にて斬られたのである。

(要項) 田村磨の武勇とその懷柔策は奏功して長い間の蝦夷反亂は止んだ。(彼の懷柔策は蝦夷を恐れる京都公卿の反対に會つて譲らねばならぬ事もあつたのは又止むを得ないことであつた。)安倍頼時が前九年の亂を起す迄約二百年静であつた。(曉澤城、一四六二年——前九年役、一七一一)

[147] 田村麻呂の英姿 (田邑麻呂傳記)

(訓讀) 大納言坂上、大宿禰田村磨は前漢の高祖皇帝自り出づ。廿八代後漢、光武皇帝に至り、十九代の孫孝靈皇帝の十三代阿智王、一縣同姓百人を率ゐて、漢朝を出で本朝に入る。

應神天皇の二十六年也。勅有り大和ノ國檜前地を給ひ之に居らしむ。一に英智王と名づく。阿智王十一代、孫贈大納言勅二等刈田丸之二男也。……同二年(嵯峨天皇の弘仁二年)五月二十三日薨す。時に年五十四……同二十七日山城國宇治郡栗柄村に葬る。(今俗に呼びて馬背坂と爲す)時に勅あり、甲冑兵仗劍鉢弓箭糧鹽を調備し合葬せしめ城東に向ひ立て葬る。即ち勅して監臨、事を行ふ。其の後若し國家非常の事有る可くば則ち件の塚墓宛も鼓を打つ如く或は雷電の如し。爾來將軍の號を蒙りて凶徒に向ふ時は、先づ此の墓に詣うで誓祈す。大將軍身の長五尺八寸胸の厚さ一

尺二寸。向ひて以て是を視れば偃むが如く、背きて以て之を視れば俯するが如し。目は蒼鷹之眸を寫し髪は黄金之縷を繋ぐ。重ければ則ち二百一斤、軽ければ則ち六十四斤、動靜機に合ひ輕重意に任す。怒りて眼を廻らせば、猛獸忽ちれ、斃に咲ひて眉を舒せば、稚子早く懷く。丹款面に顯れ、桃花春ならずして常に紅に、勁節性を持し、松色冬を送りて獨り翠なり。策を帷帳の中に運らし、勝を千里之外に決す。武藝代に稱ひ、勇身人を踰え、邊塞に武を閃し華夏に文を學ぶ。張將軍之武略は當に轡を前驅に案すべく、蕭相國之奇謀も宜しく鞭を後乘に執るべし。

(語釋) ○檜前地 檜原神宮より吉野に至る間にある。○糒 乾飯 ○重ければ即ち二百一斤云々 これは身體の自由敏活来形容した。○張將軍 漢の高祖に仕へた張良で韓信と共に作戦が甘かつた。○蕭相 漢の高祖に仕へた大臣で内政を始めて張良、韓信の二將軍をして後顧の惧なからしめ、高祖の三傑と稱せられた蕭何のこと。

(通解) 坂上ノ田村磨は前漢の高祖の子孫である。十三代の阿智王が一縣内に居る同姓のもの百人を連れて後漢の光武帝の頃漢朝を出でて我應神天皇の二十六年に歸化した。勅によつて大和國檜前ノ地に居た。その後刈田磨の二男が即ち田村磨である。嵯峨天皇の弘仁二年五月二十三日五十四才で薨じた。山城國宇治郡栗柄村に葬つた。(今は俗に馬背坂と云ふ)勅によつて兵器兵糧を備へて京都の東を見守るやうにして立て、葬らしめ、勅して監督せしめた。其の後國家有事の際その墓は鼓を打つ如く雷電の如く鳴動いて國に警告した。それ以後將軍の號を蒙つて凶徒に向ふ時は先づ此の墓に詣でゝ誓つて祀つた。大將軍の身長五尺八、寸胸の厚さ一尺二寸、目は蒼鷹の眸を寫し、髪は黄金の

糸の様である。重い時は二百一斤、軽い時は六十四斤で、動靜共にその機會に應じ、輕重は心のまゝであつた。怒つて眼を廻らせば猛獸忽ちに斃れ、笑つて眉を擴げると稚子も早く懷いてくる。誠心が顔に顯はれ、春でないのに桃花が紅に咲いてゐる様である。(常に赤心である)忠節の性を常に持して冬になつても松の色のみが獨り青々としてゐる様である。(常に忠節である)策を家の中で運らし乍らも千里の外で勝利を得る程作戦が上手である。武藝が當代に稱められ、勇氣が人に秀れ、國のはてまで武を輝やかし、都で文を學んだ。(文武兼備)張良と蕭何が前後(軍の)にて武略と奇謀にて勝利を得た様に智勇兼備であつた。

(要項) 田村麿は漢の高祖の子孫で、その祖先の阿智王が應神天皇の朝に同姓百人と歸化した。彼は莉田麿の二男で嵯峨天皇の弘仁二年、五拾四才にて薨じ武装して宮城を守る様にして山城宇治郡栗柄村に葬られた。その墓は國家の非常時には鳴つて豫告してくれたので征夷將軍が出發の際は常に參詣した。田村麿は身體頑健で眼光射るが如く行動軽快で、怒れば猛獸倒れ笑へば稚兒も懷いた。赤誠忠節變ることなく、作戰巧妙にして文武兼備、漢朝七百年の國基を基いた張良、蕭何の知勇にも比すべき名將であつた。

[148] 最澄天台山を巡詣す 「挿繪解説」

土屋秀禾氏の最近の筆なる傳教大師繪卷の一部、山岳佛教の清淨なる氣分と最澄の難行苦行を偲ばしむるに足るものである。

繪卷物としては空間のとり方が墨繪らしく又山岳樹木等も寫生的で近代的な大和繪である。朱塗の唐様伽藍が樹間に連綴せる森嚴と美麗なる氣分を想像すべきである。

[150] 最澄旅舍を建つ (元亨釋書卷一)

(訓讀) 釋の最澄は世姓三津氏、近州滋賀郡の人也。……其の東方行化之時、信州の嶮絶を見、長坂數十里、百折に殆し。一日の行程纔かに半山に達す。逆旅館無く、行客處多し。澄縁を募り廣濟、廣極二院を置く。羈人多く其の賜物を受く。

(語釋) ○長坂數十里……置廣濟廣極二院、叡山大師傳(史籍集覽)に越信濃坂……美濃境内名廣濟信濃境内名廣極也。東上工事了。旋踵向都過美濃高野寺とあり。當時信州に入るは遠江天龍峠より伊奈郡に入つた。傳教大師は木曾路より向ひしことなれば道が困難であつた。然れども信州より西に出づるにはこの木曾跡は天龍峠よりも遙かに近い。されば最澄は美、信二國の利便のためこの二寺を開いたであらう。○逆旅館無く、逆は迎ふる、逆旅は旅館。(こゝでは次の意に解す)旅人を迎ふるに宿舎なし。○募縁 奉加なり。佛教上善事をなすこと縁りて佛道に深く入らんとする人を募りて大衆の力にて佛教上の善事をなす場合に云ふ。○羈人、旅人。

(通解) 僧最澄は世々姓を三津氏と云ひ近江滋賀郡(里)の人である。……東國に行つて教化する時に信濃國の嶮しい所を見ると長い坂が數十里もあり、百回も屈折して歩かねばならぬ程で一日歩いて道程がやつと山の中腹に達するのみである。そしてこの旅人を迎ふるに宿舎がなく行人が心配が多い。こゝで最澄は、佛教の縁者を募りて寄附金や力役の奉仕によつて廣濟院(美濃に)廣極院(信濃に)を開いた。これから旅人は多くそのお蔭を受けた。

(参考) 説教の外に民衆をして民衆の自身の利便を計らしめ、それが佛道修業と一致することであることを實際によつて知らしめた事は、宗教弘通にもなり、土木工事が精神的協力によつて行はるゝ事ともなつた。それは最澄の如き高僧によつて成功した。

[151] 空海萬農池の堤を築く〔挿繪解説〕

空海は在唐中に灌頂式を舉げ、其の披靈祝賀の宴に僧俗を招待した。その繪は即ちこれである。福岡子爵家所藏の歴史畫より採る。

[150] 空海萬農池の堤を築く(日本書記略前篇十四)

(訓讀) 弘仁十二年(嵯峨天皇)五月廿七壬戌、讃岐ノ國言す。去年自り始め萬農池を隄む。工大にして民少し、成功未だ期せざるなり。僧空海は此の土の人也。山中に坐禪すれば獸馴れ、鳥狎る。海外に求道すれば虛往き實歸る茲に因りて道俗風を歡び民庶影を望む。居れば則ち生徒市を成し、出づれば則ち追從雲の如く。今舊土を離れ、常に京師に住す。百姓戀慕する父母の如く、若し師來ると聞かば必ず履を倒して相迎へん。伏して請ふ別當に充て其の事を濟さ令めんと。之を許す。

(釋語) ○隄ム 堤防を築く。○海外求道 唐に佛道を求めたことを指すであらう。○虛行實歸 空虚なつまらないものがなくなつて眞實なものゝみが集つてくる。空海の佛の徳行の秀れたことを云つてゐる。こゝでは山中に對して海外と云つたとも見られる。莊子德育符篇にある。智德なきものが聖人賢人の教を受けてその空虚なるものが充實するをいふ。○倒履 喜びの餘り履物を倒して大騒ぎで出迎へる。○別當 王朝時代以後公私共に置きたる職名にして各本官本職の外に別に當る意。もと僧官より轉じた。何れもその上首又は長官のこと。

(通解) 嵯峨天皇の弘仁十二年五月廿七日壬戌讃岐國(國司)から言上いたします。『去年から萬農池を築いてゐますが大工事であり、それに引かへ民が少ないので成功は覺束ないのです。僧空海は此の土地(讃岐の普通寺)の人ですその徳行高くために山中に坐禪をしてゐると獸や鳥までが馴れ親しんできます。支那に佛道を求めるとな空虚なものが一切なくなり眞實なもののみ(精神的な方面に云ひ人間の虚質なものと限つたのではない)が集つてきた程靈妙な力

を以てゐます。それ故僧も俗人もその徳風を仰ぎその影でも拜まんとしてゐます。空海が坐つてゐると、教を受けんとする生徒が集まつて市場のやうになり家を去ると後を追ひかける人が雲の様に多いのです。今故里を離れて常に京都に住してゐます。百姓が慕ふことは父母の様で師が來ると聞くと履物を倒して大騒ぎで出迎へるでせう。伏してお願ひします。別當としてこの工事を完成せんことを』朝廷ではそれを許した。

(今昔物語卷卅一の部)

(詰釋) ○今は昔讀岐國□ノ郡ニ滿濃地□の郡名をあてはめやう、平安時代の和名抄に那賀郡眞野の郷(訓)萬乃とあり即ち那賀郡である、この郡明治卅一年より西の多度郡と合して仲多度郡といひ、琴平の南阿波との國境山脈に近き所にあり、今もこの郡内の大部分を灌漑する。今の神野村に屬してゐる。元來神野と云ひしを嵯峨天皇の御名神野を避けて眞野としたのを再び何時の頃よりか神野としたであらう。されど池は農民を益すること多大であつたから萬能又は萬濃と書し今尙この名を用ひくる。四國第一の灌漑池である。○无限 無限 ○不思工 可<sub>レ</sub>遺不<sub>ニ</sub>類<sub>レ</sub>等は何れもその否定の一語を除きて常識にて讀むべきである。

(要項) 空海の民に慕はれた偉大なる徳が偲ばれ全國到る所空海の足跡を印した傳記は無理もない。

### [151] 空海の巧書(水鏡下)

(詰釋) ○應字ノマルナル點 元享釋書卷一空海傳によれば「仰見應字上點缺之」とある。○チトモ チツトモ、少しも。○アザム 驚く、賞める時にも嘲ける時にも云ふ(後世は後者に用ひらること多し。)

(要項) 實際はトモカク神技に入ると云はれた空海の書に巧みなることを表はした話である。

### [152] 最澄の學僧養成(天台宗年分學生を勸奨する式[抄出])

(訓讀) 凡そ天台宗得業の學生數を一十二人に定むるは、六年を期と爲し、一年に二人を開かば即ち一人を補す可し。其の得業生を試むるは天台宗の學衆俱に學堂に集會し、法華、金光明二部の經訓を試み、若し其の第を得ば具さに名を注籍し、試業之日、官に申し送れ。若し六年業を成さば試業の例に預かり、若し業を成さずば試業の例に預からず、若し退闘有れば具さに退者の名井に補す。應き者を注して官に申し替へよ。凡そ其の宗得業の者、得度の年に即ち大戒を受け令む。大戒を受け竟らば一十二年山門を出でず、修學に勤め令む。初、六年は聞慧を正と爲し、思修を傍となす。一日之中、二分は内學、一分は外學、長講を行と爲し、法施を業と爲す。後六年は思修を正と爲し、聞慧を傍と爲す。止觀業には具に四種の三昧を學修せ令め、遮那業には具に三部の念誦を修習せ令めよ。凡そ此の天台宗の院には俗別當兩人を差して番を結び檢校を加へ令め、兼ねて盜賊、酒、女等を禁ぜ令め、佛法を住持し國家を保護せん。以前八條の式は佛法を住持し國家を利益し群生を接引し(後)從生を善に進めんが爲なり。(一本に謹んで天裁を乞ひたてまつる)謹で白す。弘仁九年八月二十七日 前入唐求法沙門最澄上る。

(語釋) ○年分 一期を六年として一年毎に一人を得度させる。○一十二人。一はその數字を書入れさせぬための用意より特に附した。こゝでは十二人のこと。○闕ニ二人即可レ補ニ一人 こゝでは二人得度したなら新に一人を得業生として採用することを指す。○得業 僧の學問の階段の名、一定の佛學修業の後に成る。○學衆 學生と衆徒のことか。學生は學徒とも云ひ、叢山にては學匠と云つた。衆徒は持戒の清僧を云つた。又衆は堂衆のことか(苦學生の如く掃除などして學ぶ)、この方であらう。○訓 和訓、訓譯、意味をつける。○得度 イ、度を得ること、度は生死の海を越えて涅槃の彼岸に度<sup>わた</sup>るなり。即ち悟ること。ロ、落髮して沙彌となること。ハ、官より度料を設くるは印度に此法なく支那に始まり吾朝に行はれた。天平六年始めて度料を置く(元享釋書)。○大戒 大小乘の具足戒を五戒十戒等に對し大と云つた。又大乘戒の通名小乘戒に對してゐる具足戒、比丘、比丘尼の當に受くべき戒で、具足は充分の意味なれば之によりて一切の境界に於て罪を離れしむるを云ふ。○聞慧と思修、小乘の十智中第一俗智を別けて四慧とす。一に生得慧、生れ乍ら得る智慧。二に聞慧、聖教を聞きて發する所の智慧なり。三に思慧、自ら理を思惟して發する所の智慧なり。四に修慧、禪定を修習して發する所の智慧なり。この思修は、智慧と修慧とを指す。○長講 末を限らず長へに一定の經典を講説する法會を云ふ。(例、大同二年二月一日傳教始めて七人の碩德を撰び、各法華一卷を講ぜしめ(古本は七卷) 自ら第一卷を講じ以て法華の長講會を制し、其の翌年三月八日金光明經の長講會を創む。○法施 説法財施即ち物を與ふるに對す。○行と業 こゝでは共に身、口、意の動作を云ふ。動作と口に說くこと意に思ふこと。○止觀 定慧、寂照、明靜とも云ふ。止は停止の義、諦理に停止して動かす、又止息の義、妄念を止息す。觀は觀達、觀智通達して眞如に契會す。又貫穿の義、智慧の利用煩惱を穿鑿して之を殄滅す。

されば所修の方便について云へば止は空門、眞如門に屬し、無爲の眞如を緣じて諸相を遠離するを云ひ、觀は有門、生滅門に屬し、有意の事相を緣じて智解を發達するを云ふ。且つ所修の次第について云へば止は先づ前にあつて煩惱を伏し觀は後にあつて煩惱を斷じ正に眞如を證するなり、鏡を磨くに諸垢を去り(止) これより萬象を觀するが如しされども眞正の止は即ち觀なり。法性の寂然は止にして法性の常照これ觀なればなり。されば真觀は必ず寂然たれば觀即ち止にして、眞止は必ず明淨なれば止即觀なり。○四種三昧 三昧は種々の意あり。心を一處に定めて動かされば定と云ひ、心に暴を調べ、心の曲れるを直し、心の散れるを定むれば調直定と云ひ、緣慮を息止し、心念を凝結すれば息慮凝心と云ふ。平等に心を保持すれば等持と云ふ。四種三昧とは(一)に常座、三昧座して禪定を修する法なり。(二)に常行三昧、步行して禪定を修する法なり。(三)に半行半坐三昧、或は坐し或は行き宜しきに從つて禪定を修する法なり。(四)に非行、非坐、三昧行坐を論ぜず喫飯放尿一切事に通じて禪那を修す。南岳大師は之を隨自意三昧と云ふ。○遮那業 遮那は毘盧舍那の略、天台にては法報應の三身に配して毘盧舍那を徧一切處と譯し、盧舍那を淨滿と譯す應身を釋迦とす。毘盧舍那は密教の大日如來なり。○三部念稱 大日經、金剛頂經、蘇悉地經を念じ讀む。○接引人に接し佛道に引き入れる。○從生は或本に後生とある。○以前八條 教科書には二條のみ載せてあるから。

(通解) 天台宗學生養生規則

凡そ天台宗得業生の數を十二人とす。修業年限を六年とす。一年に二人卒業する故に一人を入學せしむ。その得業の入學試験は學生も堂衆も學堂に集會し、法華經、金光明經の二部の御經の解釋を試む。もし及第したならば戸籍姓

名を記載す。六年在學し、成業したものは試業の例に預かる。この場合官に申上ける（退學者其補缺者も）かくて得度した者は大戒を受けしめ、十二年間山門を出でず修學せしむ。初の六年は聽講を主とし思素と禪の修業とを副とする。一日の中、三分之二は佛教、三分の一は儒教等の學問をする。それから法華經等の長講と說教とを行ふことである。後半の六年は思素と修禪とを正とし、聽講を傍とす。顯教の止觀業では妄念を止め眞理を達觀するには四種三昧（觀念法）を爲す。眞言秘密の遮那業には、大日經、金剛頂經、蘇悉地經の三部を念誦せしむ。凡そ此の天台宗の院には俗の別當二人を置き、番組を結び検査せしめ、盜賊、酒、女等を禁ぜしめ佛法を堅持し國家を守護せん。

#### (要項)

1、傳教大師は當時の宗教界を革正せんとし堅實なる僧侶を養成せんとした。即ち試験にて二名を入學せしめ得業生とし六年の在學期間後、卒業試験を通過すれば得度をする。それからすぐ大戒を受け又十二年間叡山に籠り學問修業をする。

2、內學と外學との割合は二と一との比とす。顯教の止觀業と密教の遮那業を中心としそれを長講と說教とに分ける前六年は聽講を主とし、後六年は思素、修禪を主とす。

3、綱紀を取締るために僧侶に非ざる別當兩人を置き戒律生活を嚴重にした。

毎年僅か二名卒業する高僧の養成に十八年間かくの如き教育をなし、宗教界の中心人物として活動せしむる方針を執りかくて國家を利益し衆生を善に進ましめたのであつた。叡山の其後の勢望が實にこの傳教大師の偉大なる識見と斷行によるのであつた。歿後に勅許を得たのであるが大師はそれまでに十二人の高僧を六年間に養成してゐた。

#### 山家學生式

傳教大師全集新版卷一 (一頁以下)  
書目解說  
昭教新纂、國譯大藏經 (天台宗聖典)

傳教大師畢生の鴻業たる圓戒獨立史上頗る重要な撰述にして三條式より成る。

天台法華宗年分學生式一首

勸獎天台宗年分學生式

天台法華宗年分度者回小向大式合せて肆條

即ち菩薩の大道に由つて鎮護國家、國利民福の實を擧げんがため、弘仁九年（嵯峨天皇）五月より翌年三月に亘つて大師の上表したるもので「陛下維弘仁の年より新に此大道を建て、大乘戒を傳流して而今而後を利益したまへ……謹んで天裁を請ひたてまつる謹言」と末尾にある。

(参考) 戒律について比丘は二百五十戒比丘尼は五百戒といふ場合あり。

大乘戒は菩薩僧所受の戒を云ふ。天台にては圓頓戒、眞言には三昧那戒、禪宗には無相心地戒なれども内容は略同じ。それは大乘戒壇にて授く。小乘戒は小乘の律藏にて説く戒律にて五戒十戒具足戒など、五戒は不殺生戒、不偷盜戒、不邪淫戒、不妄語戒、不飲酒戒にて在家の人の持するもの。十戒は右の五戒に不著華鬘、好香塗身、不歌舞唱伎、不往觀聽、不得座高廣大牀上、不得非時食、不得捉錢金銀寶物。大小乘乘は人を乗せて其悟の岸に至らしむること。大乗は一切種智を開き盡未來衆生化益を爲す悟を云ひ、小乘は在身滅智の空寂の涅槃に歸すること、これは佛の隨他意の說法にして姑らく下劣の根性を調熟せんがためである。佛滅後印度に二十派あり支那日

本にては俱舍成實律の三は小乘にて奈良時代に行はれた。

叡山にては自己の戒壇を大乘戒壇と稱し、東大寺下野藥師寺、築紫の觀音寺の戒壇を小乘戒壇として貶した。宗義と戒律の高揚上からこの大乘戒壇は傳教大師必死の大運動を續けたれど南都の反対にて阻止され歿後に許された。叡山は後に園城寺の三昧耶戒壇設立に反対して阻止した。それは一宗の獨立を意味するからである。

凡住山學生固經ニ十二年依レ式修學慰<sub>ニ</sub>賜大法師位。若雖<sub>下</sub>其業不<sub>レ</sub>具固不<sub>レ</sub>出<sub>ニ</sub>山室ニ經ニ十二年、慰<sub>ニ</sub>賜法師。

若此宗者不<sub>レ</sub>順宗式不<sub>レ</sub>住<sub>ニ</sub>山院<sub>ニ</sub>或雖住<sub>レ</sub>山屢煩衆法年數不足永貰<sub>ニ</sub>除官司天台宗ニ本寺退却。（この解を次に示す）

この様に十二年間叡山にて特別に修業せば大法師の位を下さい。修業完全でない時は法師の位を下さい。然らざるものは天台宗の宗籍を除いて本の寺に退かせて下さい。——かくの如き嚴重な規則を作り朝廷の裁可を得たのであつた。叡山の發展は實にこの嚴格な教育修業に因るのであつた。

#### 〔綜藝種智院式〕 弘法大師全集、性靈集（書目解説）

綜藝種智院式は空海が庶民に各方面の知識を授けんがために天長五年京都九條坊門の南油小路の西に設けた學校の學則である。この院は我國に於ける私設庶民學校の始めであるが空海歿後明でない。

#### 〔152〕 空海の庶民教育（綜藝種智院式并序〔抄出〕）

（訓讀） 或は人有り難じて曰く、國家廣く庠序を開き、諸藝を勸勵す。霖霖之下には蚊蠻何の益ぞ。答ふ、大唐の

城、坊々に閭塾を置き、普く童稚に教へ、縣々に鄉學を開き、廣く青衿を導く。是の故に才子城に満ち、藝士國に盈つ。今是の華城には、但一大學有り、閭塾有る無し。是の故に貧賤の子弟、津を問ふ所無く、遠坊の好事、往還するに疲多し。今此の一院を建て、普く瞳朦を濟ふ。亦善からず哉。

一、道人の傳受の事右顯密の二教は僧の意業、兼ねて外書に通せんとなれば、住俗の士に任すべし。意に内の經論を學んと樂ふ者有らば、法師心四量四攝に住し、勞倦を辭せず、貴賤を見る莫く宜しきに從ひ指授すべし。

一俗の博士教授の事、右九經、九流、三玄、三史、七略、七代若是文若是筆等の書の中、若是音若是訓、或は句讀或は通義、一部一帙、瞳朦を發くに堪うる者を任せしむべし。若し道人意外典に樂はん者は、茂士孝廉、宜しきに從ひ傳授せよ。若し青衿黃口文書を志し學ぶ有らば、絳帳先生心慈悲に住し思忠孝に存し、貴賤を論せず、貧富を看ず宜しきに隨ひ提撕し、人を誨へて倦まず。三界は吾子なりとは大覺の師吼、四海は兄弟なりとは將聖の美談、仰がざる可からず。

一師資糧食ノ事

天長五年十二月十五日

大僧都空海記

（語釋） 庫序 支那古代の小學校、轉じて一般に學校。○靈巖 雷鳴。○大唐城坊坊置<sub>ニ</sub>閭塾<sub>ニ</sub> 支那の市街は皆周圍に城をめぐらす、その城内を區割し方四十丈を町とし、四町を保とし、四保を坊とし、條毎に四坊を置く。この坊毎に小學校や塾を立てたのである。閭は村里であるがこゝでは小の意に解すべし。○縣縣開<sub>ニ</sub>鄉學<sub>ニ</sub> 縣は地方で

ある郷學は田舎の學校といふ意味である。○青衿 青衿の衣服、學生服、轉じて學生。○是華城 京都のこと。  
○但有ニ一大學無レ有三閭塾<sup>な</sup> 但一に大學のみありて民間子弟の學ぶ塾がない。一大學は一個の大學生ではない。大學のみと云ふ意味である。事實上、空海がこの綜藝種智院式を書いた天長五年までに弘文院文章院（大學の二曹）勸學院が建てられてゐた。○所ノ問レ 津質問する所、即ち學校・津は渡場、港、船頭、轉じて事をなすに便となるものはしわたり。○遠坊好事 大學の所在地より遠い坊（地方）に居る物好き、物を知りたい人。○瞳朦<sup>どうもう</sup> 二字共に月光のぼんやりした貌、童蒙は頭のハツキリせぬ人、無智蒙昧の人、故に日をとり童蒙とせる本あり（弘法大師全集）  
○道人傳受事 佛道を求むる人に教授する事について。○顯密ニ教僧意樂 顯教密教は僧が心から楽しむべきもの又は何れでもよいの意か。○外書 佛教以外の書、外典ともいふ、内書は即ち佛書なり内の經論これに當る。詳しきは經は御經にして佛の說きたるもの、論はその解釋のため後の弟子達が論義せるものと云ふも、合して佛教の内容を云ふ。○四量 一に現量 現實そのままを知る眼識を以て色を見、耳識を以て聲を聞く如きを云ふ。二に比量 煙を見て火あるが如く已知の法を以て未知の法を比顯するを云ふ。三に非量 現在の境と非現在の境に於て、自己の主觀の力に依りて（依レ主釋）事實として表はれる眞相を知る意なり、思量なり。故に聖数量、至数量ともいふ。一眼、耳、鼻、舌、身意（普通の心）の六識は事相を了別し（現量比量に當る）意識と云ひ、妄相を了別するは第七識にして非量に當り意と云ふ。（未那識）無解とも譯す。第八識は以上の一切を藏し眞實自體を了別す。四の譬喻量を加ふる場合あり。これは人生の無常は水泡の如しと喻を以て顯はすを云ふ。○四攝 四攝法又は四攝菩薩の事なり。四攝法とは一に布施攝、衆生の欲望に従つて財或は法を布施し、二に愛語攝、衆生の根性に隨つて善言慰喻し、三に

利行攝、身、口、意の善行を起して衆生を利益し、四に同時攝、法眼を以て衆生の根性を見、其所樂に隨つて形を分けて示現し、其の所作を同じくして利益に霑はしむ。以上の四攝により我に親愛の心を生じ我に寄附し我が道を受けしむるなり。四攝菩薩とは金剛界三十七尊中次の四金剛菩薩なり。一、金剛鉤菩薩。二、金剛索菩薩。三、金剛鎖菩薩。四、金剛鈴菩薩の四なり。譬へば魚を取る時鉤索鎖の三によりて得れば歡喜すべし。鈴は歡喜を現はす。右の如く四攝は衆生を攝引する四德なり。○俗 通俗、僧以外の人 ○九經 易經（周易）、詩經（毛詩）、書經、尚書、及禮記、儀禮、周禮の三と春秋の三傳即ち左氏傳、公羊傳、穀梁傳の九經を云ふ即ち五經の範圍にて禮と春秋とが三つづく増したのである。（教、上一一〇参照）又は詩、書、易、禮記、春秋の五經に孝經論語孟子、周禮を加へたのを云ふことがある。四書は宋以後用ひられ、大學中庸共に禮記中の篇名である。○九流 經、史、子、集の子即ち諸子百家に當る儒家者流（孔、孟派）道家者流（老莊派）陰陽家。法家（管子、申不害、商鞅、韓非子の派）名家（公孫龍一派にして論理派、詭辯學派）墨家（墨子の兼愛説を奉ず）縱橫家（蘇秦張儀の雄辯家者流）雜家（以上の思想を混じ特に儒、法、墨を主とす。例、呂氏春秋）農家（漢書に出於農稷之官）とあり農業を國家の本として主張する經濟思想家ならんか）。註、小説家を加へて儒家者流を除きて九流とすることがある。九經を凡て儒教以外とすればこの方宜しからん。○三玄 周易、老子、莊子の三にて何れも哲學的の書、（顏氏家訓参照）○三史 史記、漢書、後漢書（支那にて最も有名な歴史書である。東觀記亡びて唐時代に後漢書を加へた）○七略 前漢の劉向と其子劉歆の作つた書籍分類目錄七種、書目錄の祖である。輯略、六藝略、諸子略、賦略、兵書略、術數略、方伎略。○七代、晋書東晉傳に哲の著として三魏人士傳及七代通記がある。拾芥抄に晋書、宋書、齊書、梁書、陳書、周書、隨書

唐書を八代史と云つてゐる。周書の代りに比齊書を入れたものもある。八代史より一を引いて七代と謂つたのである。(雑誌五明論明治廿七年八月號)。○茂士孝廉 茂士は秀才に同じ(後漢光武帝劉秀の諱を避けて茂士を秀才に換ふ)孝廉は孝行にして廉潔な者。漢代「州舉秀才群舉孝廉」隨唐時代に孝廉之科を廢した。隨代の秀才十人に過ぎず、最も重んぜられた。唐代に明法明經の科試よりも文學方面的秀才重んぜられ宋代以後各科にても秀才と稱した。茲では才と徳の秀れたものを指すと見るべきである。○縫帳 縫は絹であらう。赤色の幕、轉じて師席の意、故に先生の意。註、後漢書に馬融書生を教ふる時高堂に座して絹紗の帳を施す。○黃口 黃色の口さき、鳥雛のことを轉じて小兒。○提撕 振ひ興す、後進を導く。○三界吾子 三界(過去、現在、未來又は欲界、色界、無色界)に迷へる衆生は皆吾子である。——これを安樂界に導かんとの慈悲心深き佛の言。○大覺 大覺者即ち佛、如來。

○師吼 師子吼である佛大衆の中に決定の説をなして畏るなきを云ふ。○四海兄弟 論語の語。全世界の人々は兄弟の如く仲良く交はる愛情を持つてゐるものだ。○將聖 將に殆んど聖人に近い人。一説に將は大なり、大聖也と。○師資 老子の善人不善人之師、不善人善人之資より出づ。互に立場を異にするが相互に利するものなる意にして師弟のこと及その間柄を云ふ。○天長五年——淳和天皇 ○大僧都 天長四年空海少僧都より大僧都に至る。この頃この上に僧正一人下に少僧都二人、律師四人あつた。

(通解) 或人が批難して云ふ、國家が廣く學校を開き諸藝を勵ましてゐるのに一私立學校を造つたところで雷鳴の前で蚊が泣くやうなので何んの影響があらう。空海答へて曰く「大唐の城中には坊毎に學校を置き、地方毎に鄉學

を開いて廣く青少年を導いてゐる。それ故に才藝のある者は國內に満ちてゐる。ところが今、京都にはたゞ大學のみあつて小學校がない。それ故貧乏の子供は物を聞く所がなく又遠くに居る學問好きな人が往復するのに疲れてしまふ。今此一院(綜藝種智院)を建て、普く無智蒙昧の人を濟ひたい。亦善い事ではないか(蚊の響以上であると思ふ)。

一、僧侶が傳授する時の心得、顯密二教は僧が心から楽しんでやるべきものだ。兼ねて外書にも通せんとする者があらば俗人に任せよ。心から佛教の經論を學ばんとする者には法師は専ら事物の眞相を理解する四種の方法知識を知り、衆生を利し敬愛される四種の信心を起させる方法を心から體得せよ。そして勞倦を辭せず貴賤を顧みずに相手に應じて指授すべし。

一、俗博士が教授の事九經、九流、三史等即ち儒教其他諸子百家等支那の學問一切の内容方面或はそれ等の文章書道、音、訓、句讀、通義等の一部分一冊(一帙は一箱)でも無智な人を啓發することが出来る者はこの學校の先生とすべし。若しも僧侶で佛教以外の書を學ばんとするならば特別の秀才、徳行ある者をして宜しく教授せしめよ。若しも青少年で學問したいものがあつたら先生は第一に慈悲心を以て忠孝を深く思ひ貴賤貧富を問はず、宜しきに從つて大いに指導し人を教へて倦むことなれ。凡ゆる世界に苦める衆生は吾子である。これを濟はんと大悟者の佛陀は斷然喝破された。又四海は兄弟の如く仲良くすべしと孔子は申された。この二語は先生たる者は仰がねばならぬ。

(要項) 佛教、儒教其他一切の學問を全階級に向つて解放し以て衆生の幸福國家の發展を企圖した空海の時代に先んじた抱負を見るべし。

教授者たる者の心得として法師と俗博士に對し各本分を守りその專問を授くべく生徒は何れを學習せんとするも不自由なき様にし、貴賤貧富の差別を撇して四海兄弟、父子の情愛の心を以て後進を大いに指導啓發すべしと熱烈に説いてゐる。

彼の死後、綜藝種智院は永續しなかつたらしいが、これによつても彼が庶民の一般教化に如何に熱心であつたか察せられる。空海の足跡全國に普く、行基<sup>えんき</sup>、行者、最澄等の傳說の量より遙かに超えてゐるのはかうした彼の氣分からであらう。

(参考) 一、師資糧食事……欲レ弘ニ其道ニ必須レ飯ニ其人ニ。若道若俗或師或資。有心學道者並皆須レ給 素事清貧ニ。若有ニ意益國利人ニ。志ニ求出レ迷證ニ覺者ニ。同捨ニ消塵ニ……同駕ニ佛來ニ。共利ニ群生ニ。

—凡そ學問や道に志す者には食糧を與ふべきである。彼等は清貧を事としてるので生活資を得ることが出來ないからだ。さて若し國を利し人を益せんと思ふ者や迷を出でゝ悟らんとする者は佛教に入り相共に衆生に利益を與へてやりませう。

◇學問をなし道を弘める宗教家にはその衣食の道が教を受ける者から仰がねばならぬ。それは當然のことである。それあるが故に宗教家も熱心に研究布教して一般人を感化し幸福ならしむることが出来る。——かうした理論が僧俗共に納得してこそその上に立つて二者理解の基礎の一が成立する。かかる考は佛陀の既に考へた所であり、乞食托鉢等が僧としての義務的行爲として生じかくて民衆の寄附心が起ることとなつた。最澄の天台宗年分學生式の一條にこも

の事が力説されてゐる。

### [155] 小野篁の詩情（江談抄第四）

(訓讀) 閣を閉ぢて唯だ聞く朝暮の鼓、樓に登りて遙かに望む往來の船（河陽の館に行幸す弘仁御製）故賢、相ひ傳へて云ふ。白氏文集の一本詩、渡來して御所にあり、尤も秘藏せ被る。人敢へて此の句の彼の集に在るを見る無し観覽の後、即ち此の觀に行幸し此の御製有る也。小野篁を召し見せ令む。即ち奏して曰く、遙を以て空と爲さば最も美なり者へり。

天皇（嵯峨天皇）大いに驚き、勅して曰く、此の句は樂天の句也。汝を試みしなり。本は空の字也。今汝が詩情樂天と同じきなり者へり。文場の故事尤も此の事に在り。仍りて之を書す。

(語釋) ○嵯峨帝御製の意　たかどのを閉ぢてたゞ朝夕に打つ鼓の音を聞き、樓に登つて遙かに往來する舟を見る  
○小野 篁　始め弓馬を好み學業を事とせず、嵯峨帝之を詰り給ふ。篁慚悔し始めて學に志す。當時の文章は篁無雙と稱せらる。又、草隸に巧みなりき。父岑守參議たり。彼又累官して參議兼彈正大弼に至り文德天皇仁壽二年薨去す。(皇紀一四六一——一五一二) ○河陽館　山城國乙訓郡山崎にある河陽宮、嵯峨天皇の離宮、今の大山崎八幡宮の地。○白氏　白居居のこと、字は樂天、號は香山、唐代の著名なる詩人(一四三二——一五〇五)その詩集を白氏文集とも、白氏長慶集ともいふ。七十卷より成る。一本詩とはその一部の詩のことなり。○觀 館に同じ、閣も

樓も同じく高層な家。○詩情 詩的、情緒な詩の心。○文場故事云々 文壇の故事で最も有名である。

—(32)—

(要項) 白樂天の詩の中の一宇「空」を「遙」と直して帝が創作のおつもりで筆にお示しになられた。すると筆は「空」の方が良しうございと申し上げた。そこで帝は實を申されて元來は「空」の字であると申され筆の詩情が有名な樂天と同じであると歎賞遊ばされた。筆は或はその詩を見てゐたかも知れない。(それは別として「遙」といふ遠いけれども限られた氣分よりも「空」といふ無限感の方が上句の唯といふ一點に集中した氣分に對稱されて詩としてはより以上のものとなるのであらうか(音韻上では二字共に平聲に屬する。)

[155] 都良香の名吟 (十訓抄下、第七十、可<sub>レ</sub>庶<sub>ニ</sub>幾才能藝業<sub>一</sub>之事)

(語釋) ○羅城門 宮城の朱雀門に對して其南にある大門(都城の正南門)今、東寺の南西にその舊跡がある。

○自讃 自慢 ○鬼の詞 人力以上の鬼神の詞。(こゝは訓讀は容易であるから省略した)

(要項) この句は春水四澤に滿つる光景を詠じてゐる「雨止み好晴になつて柳の若枝に春風がそよ／＼とゆるく棚引く様子が恰も美人の髪を梳るに似、冬の氷が春の暖かさで消えて水が増して、舊い苔の鬚のやうなものを洗つてゐる。」前の女性的な比し後の男性的なる對句を以て擬人法を用ひた妙句である。

(参考) 鬼の詞の解し方によつて色々の意味にとれる。「北野緣起」には良香は「身の毛も立ちておそろしかりけれ

どもさすがにうれしくて」道眞の前で「我物がほ」に自讃したら道眞は下の句は鬼神の詞である。「賢才の士にはおはせず驕慢ある人にておはしけることあさましけれ」とたしなめたことになつてゐる。そして「それよりして菅丞相は神に通じ給へり」と道眞の方が賞せられてゐる。しかし江談抄には「文之神妙、自感<sub>ニ</sub>鬼神<sub>一</sub>也」とあつて良香自身の名吟としてゐる。——この後者の方を採つた方がよいと思ふ。しかし話としては鬼が相應じたのだとそのまゝに解した方が面白い。十訓抄ではこの文のすぐ前に良香が竹生島で上句を詠じ下句を案じてると辨財天が下句をつけてくれた話を傳へてゐる。尙、和漢朗詠集にも出でてゐる。

[156] 有智子内親王の才藻 (續日本後記卷十七)

(訓讀) 弘仁十四年春二月、天皇(嵯峨天皇)齋院に幸し、花宴あり、文人をして春日山庄の詩を賦せ俾む。各探りて韻を勒す。公主(有智子内親王)塘光行倉を探得し、即ち筆を瀝して曰く、寂々たる幽庄水樹の裏、仙輿一たび降る一池塘、林に栖む孤鳥春澤を識り、澗に隠る寒花日光に見はる。泉聲近く報す初雷の響、山色高く晴る暮雨の行此れ從り更に知る思顧の渥<sub>わ</sub>きを、生涯何を何て答へん。天皇之を歎じ三品を授く。時に年十七。

(語釋) ○齋院 加茂大神に奉仕する皇女、齋宮とも云ふ。天皇即位の年、内親王の嫁せざるものと簡びてト定す。初め宮城内の初齋院に居り禊祭終りて野宮の齋院に入る。退職後も嫁せず嵯峨天皇の第二皇女有智子内親王より始まり後鳥羽天皇の禮子内親王に至りて止む。○俾 フシテ……セシムと讀む。賦。こゝでは心に感じたまゝを述べる。

—(33)—

○勤<sup>レ</sup>韻 詩を作るに韻字を定めること、勤は刻す、抑ふ。 ○公主 皇女のこと、天子皇女を諸侯に嫁す時親ら婚を主<sup>あら</sup>す。必ず同姓なるものをして主らしむ、秦漢以後三公をして主らしめしより起る、後一般に皇女を云ふ。 ○瀝 したゝる、滴下。 ○塘光行蒼 漢字の凡てを音の上より四大別して四聲といふ。即ち平聲（上平聲と下平聲とに小別す）上聲去聲入聲とす。更に韻の上より二大別して平韻（平聲の字のみ）と仄（上、去、入の三聲）とす。詩は吟詠するものなる故清輕なる平韻と濁重なる仄韻の文字を探り得て句末（韻脚）に附すること、なつたのである。さてこの四字何れも下平聲の七番目の陽の音である。（下平七陽の韻）——これには陽揚以下膀、に至る二百七十字ある、この中より右の四字をとつたのである。

寂しい山庄の水邊の樹林の中に居ると春の天使が興で一度池のほとりに來た。すると林に栖む孤鳥も春の澤を知り潤にかくれてゐた寒さうな花も日光を見た。雪も解けて泉の音も高く春の初雷の様だ。暮方に、雨が止んで山の色が高く晴れた。これから御恩の厚いのを知つた。  
 (かうした景色を眺めることが出来て)  
 生涯何を以てこの天の恵みに答へやうか  
 (天子の御恩に如何に報ひやうか)

◇静かな山の別荘にも春が訪れて鳥歌ひ花咲ふ時節となり泉の水も勢よく、雨上りの山も鮮かに見える。この自然を恵み給ふ天に如何に感謝しやう。(かうした幸福を興へて下さる嵯峨帝に生涯何を以て報ひませう)  
 偶然撰り當てた四字を押韻し乍ら、静より動へ、叙景より叙情へと巧みに對句を用ひ(潤と林、花と鳥、雷と雨等)七言律詩の本格通りの妙味を表はし而も即座に帝の御恩を感謝する意味を含めたのであつた。○歎<sup>レ</sup>之 歎聲を發する程感心した。○三品 親王は一品より四品迄位階があつた。

(通解) 弘仁十四年春二月嵯峨天皇が齋院に行幸なされ花見の宴を催された。(二月は舊暦であるから今三月か四月に當る)その時文人をして春日山莊之詩を作らしめた。それで各人は韻を探り(籤かそれに似た方法で)當てることとなつた。その時、有智子内親王は塘光行蒼の四字の韻を探り當てた。そこで直ちに「寂々幽庄云々」の詩を作られた。(冬より春への氣運動く山莊を叙して、その靜寂境を味ふ喜びを天恩に感謝した詩)天皇は歎賞し給ひ三品の位を授けられた。時に御年十七歳であらせられた。(岩波の日本文學講座平安朝時代の詩参照)

(参考) ○成午、二品有智子内親王薨 遺言薄葬、兼不受葬使、内親王……頗涉史漢、兼屬文 性貞潔、居于嵯峨西庄薨時春秋四十一(西嵯峨澁柿舎の西隣りに親王の御墓があり、その後に去來の墓がある)。  
 ○菅原道眞の去年之今夜侍<sup>ニ</sup>清涼<sup>ニ</sup>云々の七言絶句の詩もまた押韻で賜、此、香、涼の四字の中此を除き他の三は陽の韻のみである。

## 第七 摄關政治 莊園 (時代概説)

### 藤原氏の繁榮

鎌足、不比等の偉勳によつて、權勢一世を風靡した藤原氏四家は、武智麻呂兄弟の災厄の死、式家の廣嗣及南家の仲麻呂の叛逆によつて、その勢一時衰へたかに見えたが、その勢力は尙他家に勝つてゐた。廣嗣の弟良繼、百川は光仁天皇を擁立し、桓武天皇を皇太子に冊立してその外戚となつてより、大いに勢力を得、早良親王の廢立、藥子の變承知の變、應天門の變、等事變のある毎に益々繁榮し、平安當初、不比等の玄孫冬嗣に至つて最も隆盛となつた。彼は嵯峨天皇の朝藏人頭に任せられ、官は左大臣に進み、同族子弟の爲には勸學院を設け、南圓寺を氏寺に建てゝ子孫の福運を祈つた。かくてその子順子は仁明天皇の女御となり、文德帝を生み奉り、外戚として其家獨り榮えるに至つた。

### 藤原氏の僭上

仁明天皇崩じて、文德天皇立ち給ふに及んで、良房（冬嗣）の權勢愈々強く右大臣に任せられ、更にその女明子所生の清和天皇九歳にして、即位し給ふに及んで、遂に太政大臣に任せられ、自ら攝政となり、人臣として攝政に任せられた新例を開いたので、政治の實權が次第に藤原氏に移る基をなした。次で封三千戸を賜ひ、准三宮に任せられ、人臣の榮を極めたのである。陽成天皇が御位に即き給ふに及んで、良房の養子基經は右大臣で新帝の攝政を命ぜられ

更に太政大臣に任せられた。而るに天皇御病の爲に基經は不遜にも遂に、之を廢し光孝天皇を迎へたが次で宇多天皇立ち給ふに及んで、遂に萬機を關白し權勢天下に並ぶものがなかつた。是に於て貴族政治は再發して藤原氏一家の政治となつた。

#### 菅原道眞の登用

基經が薨じた時その長子時平は年二十一で官は參議に過ぎず未だ政局を支配して行く力量はなかつた。さればかねて藤原氏の權力を抑制し時弊を匡生せんとの御志のあらせられた宇多天皇は、眞に天皇の腹心となり、股肱となつて天皇を輔佐し奉るべき人物として、菅原道眞を抜擢遊ばされたのであつた。

菅原氏は野見宿禰より出で代々著名な儒者を出した。道眞は時の文章經學の大家是善の三男として生れ、天資穎悟にして學を好み、廣く經史に涉り、詩文に長じ兼ねて和歌をも善くした。然して道眞の地位は年々進められ時平の後を承けて藏人頭に任せられ、醍醐天皇の立ち給ふに及んで、時平と共に政務を執らしめられた。世は泰平にして延喜の聖代とうたはれ、道眞の寵任日に加はるに及んで、却つて孤立無援の姿となつて讒奏に逢ふことゝなつた。その誠忠と徳望とを以てしても遂に如何ともする事が出來ず、遂に遠く太宰府に貶謫せられ次で配所で薨じた。

#### 藤原氏の專横

道眞失脚の後は、貴族等は争ひて藤原氏の門に集まり、只管その歡心を求めて利祿榮位を得ることに腐心したから藤原氏の勢力は益々鞏固になり、遂に全顯官は悉く一門で占め、朝廷の政權をほしいまゝにした上、數多の莊園を私有し、愈々實力を加へるに至つた。

#### 莊園の増加

莊園は別莊についた田園といふやうな意味で公領に對する私有地を總稱してかく言つた。この外莊園の起原となつたものは、位田、職田、功田、神田、寺田、賜田、勅旨田、舉田などがある。特に舉田は最も莊園の成立に關係がある。天災、地變の被害人口の増殖によつて、耕作地の不足を來たし、荒蕪地を新に開墾する必要が生じた。舉田が即ちこれで公舉田と私舉田とあつたのである。然し收公の期限の近づくにつれて、これを荒廢せしめる恐れがあつたので聖武天皇の御代にこれを私有田とされたので、班田收授の制度の廢頽と共に莊園増加の勢は滔々として天下に漲り貧富の懸隔は年を逐ふて甚だしきに至つた。

#### 藤原氏の内訌

藤原氏の專權時代の中にも、村上天皇の御代は右大臣師輔の子安子は皇后となつて冷泉、圓融兩天皇を生み率つてより、藤原氏は己れの女を納れんとして、一族間に見苦しい權勢爭奪を起して只管他を排斥して己れの宮中府中における權勢を獲得せんことにのみ、腐心して、重大なる國政を忘れるやうになつた。その結果道長が一門を制して、藤原氏はこゝに榮華の最高頂に到達したのである。

#### 道長の榮華

道長は一條、三條、後一條の三朝に仕へ、天下の権機を握ること實に二十有一年に及んだ。然もこの女は三人まで立ちて皇后となりやがて己れは三帝の外祖父となり、加ふるに二子賴通、教通は共に要職にあつて朝政に參割した。さればその莊園は天下に遍くその富は皇室を超え、己れを望月に比して榮華の程を誇つたのである。晩年には入道し

て、法成寺を建てゝ法成寺關白或は御堂關白とよばれて政治をとり、かくて之より後は同じ藤原氏の中でも道長の子孫獨り榮えて、攝關もこの子孫にのみ限られたのである。

## 第七 摄關政治、莊園

### [158] 勸學院の建立（神皇正統記卷四清和天皇之條）

(語釋) ○大臣……子孫 の間の省略文を摘出すれば『冬嗣の大臣、藤原氏の衰へるぬる事をなげきて、弘法大師に申し合せて、興福寺に南圖堂を立てゝ祈り申されけり。此時明神役夫に交りて、「補陀落の南の岸に堂立てゝ今ぞさかえん北の藤波」と詠じ給ひけるとぞ……大かたこの大臣遠きおもむばかりおはしけるこそ子孫親族の……』 ○大學寮 式部省の所管、今なら文部省に當る。 ○曹司 曹は局室、群ぐん、官吏。曹司も大體同義こゝでは大學寮の教場 ○氏の長者 その氏の宗家總領たるものを云ふ。 ○氏の社 こゝでは春日神社のこと、藤氏の祖・天兒屋根命外三神を祀る。 ○むねと 宗むねと即ち主として、大事に。

(要項) 藤原氏特に北家の盛大は冬嗣の力に依るものが多い。就中勸學院の設立はそれである。藤氏の專横はさること乍ら、政治文化を支配した要素はかうした教育の力であり、あながち無爲無能な者にして門閥のみに依つて出世したと見るは當らない。道長の如きは兄二人を凌いで勢力を得たのはその實力からであつた。たとひ範圍が狭くてもその中でも學問才能が尊重された時代であつたから、勢力と財力に依つて支持せられ幾多の人材を出したこの勸學院

の平安時代に於ける功績は相當に價値づけられねばならない。

—( 42 )—

(参考) ○大學頭は從五位上に當り始めは人を選任したが後には菅原大江二氏これに當つた、別當は令外の官であるが頭の上であつた。大學寮の明經博士は中原清原二氏の世襲となり、明法(律)博士は坂上、中原二氏の世襲となつたが最も重要視された文章博士は世襲とならなかつた所に稍々自由競争の意味もあつたと思ふ。算博士は三善、小楳二氏の世襲となつた。○大江氏は平城天皇の子孫で晉人は菅原是善と共に貞觀格式を撰してから有名となり、孫維時、醍醐、朱雀、村上三朝の侍讀となり盛大を極めその孫匡衡亦博學多才、子孫匡房廣元等また著名である。○菅原氏は清公是善道真と三代つゞき次に文時が著名である(上、二一七)。○大學寮の東曹、西曹 東曹を江家の學舎とし、西曹を菅家の學舎として、各其子弟を教育した。共に大學寮内にあり文章院と云つた。この院は大江、晉人。菅原清公が奏請して建てたので、職員には堂監厨女雜色などあつた。◇按ふに代々大學頭となつた菅公二家が便宜のため大學寮内の空地に共同でこの東西。二舍を建て、大學國學の制が衰へてくると教育が自己の子弟にのみ限られて行つたのであらし、公私混淆であると云ふよりも入學者が少ない當時としてはまた止むを得なかつたであらう。勸學院(南曹)に至てもこの院務を司るものは必ず藤氏の一族で辨官の上席を占めてゐるものに限られてゐた。これなども私的事業が官によつて權威づけられてゐるのであつてそこに却つて當時の事情がよく偲ばれる。位置 これ等の三曹及別曹(學館院は橘氏の學問所で四條大宮西にあつたが村上天皇の時大學寮に移されて別曹と云ひ九條家が後に管した)弘文院獎學院何れも大内裏の南左京にあつた。今の神泉苑を中心として二條離宮と二條驛との間が即ち昔

の大學町であつた。(教、上、一四二頁の圖参照)

[160] 太政大臣の職制 (令義解卷一)

(訓讀) 太政大臣一人

右一人に師範として四海に儀形たり。(謂ふ師とは、人に教ふるに道を以てする者の稱なり。範とは法なり。儀とは善なり。形も亦法なり。四海とは、九夷・八狄・七戎・六蠻なり。)邦を經し道を論じ、陰陽を燮理す。(謂ふ燮とは和なり。理とは治なり。言ふ太政大臣は王を佐<sup>たす</sup>け道を論じ、以て國事を經緯し、陰陽を和理す、則ち是れ有徳の選、分掌の職に非ず、其の分職<sup>わざ</sup>无<sup>な</sup>きが爲の故に掌と稱せず。官を設け徳に待つ故に其の人无ければ則ち闕くなり)其人の无ければ則闕けよ。

(語釋) ○一人 イチジンと讀む茲は天子の意であるから。イチノヒトと讀めば一所<sup>いちらのところ</sup>と同意義にて攝關を意味すイチニンは世の常の人。○四海 天下。國境の意味、こゝの註釋は文明國民に支配せらるゝ四方の蠻民を云ふ。東夷、西戎、北狄、南蠻と分けたが六夷のことを六戎とも云ふ、九夷八蠻を舉ぐれば九夷<sup>ハ</sup>畎夷<sup>ハ</sup>於<sup>シ</sup>一<sup>シ</sup>方<sup>シ</sup>一<sup>シ</sup>黃<sup>シ</sup>一<sup>シ</sup>白<sup>シ</sup>赤<sup>シ</sup>一<sup>シ</sup>玄<sup>シ</sup>一<sup>シ</sup>風<sup>シ</sup>一<sup>シ</sup>陽<sup>シ</sup>。八蠻<sup>ハ</sup>南方の夷八種。天竺<sup>ハ</sup>啖首<sup>ハ</sup>焦<sup>ハ</sup>跋踵<sup>ハ</sup>穿胸<sup>ハ</sup>僧耳<sup>ハ</sup>狗軀<sup>ハ</sup>旁背<sup>ハ</sup>、書經旅獒に道通<sup>シ</sup>于<sup>シ</sup>九夷八蠻<sup>ハ</sup>とあり、六より九に至る何れも多數を意味するのみ。○陰陽 支那易學で天地の間にあつて萬物を造り出す二つの氣、

—( 43 )—

支那にてはこの二元素の離合集散により一切事物現象を説明してゐる。

(通解) 大政大臣は一人を置く、右は天子を教ふるに道を以てし天下の模範となる人である。邦家を經營し道德を論じ辨へ、天地萬物の根元たる陰陽の二元素の和合を治めて、四季の運行が民の生業を助くる様にし、王を助けて國事を經營すべし。是は有徳の人でなければならぬ。されば太政大臣の職責は分掌するのではないから特別の職ではない。この官を設けるのは徳のある人を待つてゐるのであるから其人がなければ則ちこの職を歟くのである。だから則闕の官といふ。

(参考) 支那では陰陽を和合することを政治道德の基礎としてゐる。それは人力では不可能なことではあるが道德の力で可能であると見てゐる。そして一人の徳化が萬人に及ぶものと考へてゐる。それは天命によつて即位した天子を輔くるが故に自然の現象と人間界の現象の調和を計つて國家の隆盛を致さねばならぬからである。西洋の科學的合議的であるのに比し、東洋はかくの如く精神的靈的で一人の徳化を重視してゐる。さて太政大臣の職責を有徳の士に置いたのは天子の位を一層神秘的に尊嚴に而して萬能であると人民をして考へしむる効果があつた。尙書曰……三公論道經邦燮理陰陽。是三公論道無職。注曰此惟三公之任佐<sub>レ</sub>王論道經緯國事、和理陰陽。

[ 160 ] 藤原良房攝政となる（大鏡卷三）

(語釋) ○太政大臣になり給ふ 人臣としては始てである。大友皇子（弘文天皇）が天智天皇十年正月太政大臣に任せられたのが我國では始めである。日本書紀の撰者舍人親王は養老四年八月知大政官事（准大臣）となり、天平七年十一月薨せられたが、詔して太政大臣をお諡りになられた。良房以後攝關たるもの多く太政大臣となつた。されど道長の前の爲光、後の公季は共に攝關たらずして任せられた。武人にして任せられしものは清盛、義満、秀吉である。○攝政 天皇御幼少の時、天皇に代り萬機の政を總覽する人。攝籠、執柄、太宰等の異名がある。異朝唐堯時舉<sub>レ</sub>舜爲攝政、殷湯以<sub>ニ</sub>伊尹<sub>ニ</sub>爲<sub>ニ</sub>阿衡（當攝政也）周成王幼即位叔父周公旦攝政是今攝政之儀也……（職原抄）と、支那に於ける攝政の起原を知るべく。我國にては、仲哀天皇崩じ、神功皇后三韓征伐の後、應仁天皇御幼少の故を以て攝政し給ひしに始まる。次いで推古天皇の時聖德太子、齊明天皇の時、中大兄皇子攝政となられたが共に女帝の時であつたからである。（この様に日本では皇族攝政が本體で人臣のそれは藤原氏の專横からである。）明治廿二年十一月、室典範に、天皇いまだ成年に達せざる時、若しくは天皇久しきに亘る故障に依り、大政を親らする能はざる時は攝政を置くことを規定せられた。大正天皇の御病氣に依り裕仁親王（今上陛下）大正十年十一月より大正十五年十二月迄（大正天皇崩御迄）攝政とおなり遊ばされた。○年官年爵 前者は春、後者は秋に賜ふ故に共に年給と云ふのである。まづ年爵とは太上皇、三宮（太上太后、皇太后、皇后）の所得とするために特に叙した從五位の人を賜ふを云ふ（從五位に任せられた人は實務を執らず、姓名を假作したこともあつた）實は從五位の人を貰ふのでなく從五位の人がその位相當の田として與へられる位田八町を貰ふのである。だからこの八町が年爵の内容である。良房は准三宮（准后）に任せられたので三宮に准じて賜はりしことなる。年官は天皇、太上皇、三宮、皇族、女官、公所得と

するために特に任補せる、諸國の様目、史生等を云ふ。これ一般に祿の少い京官（中央官）に對し收得多き國司より幾分かを割き與へんとしたことから始まる。延暦以後は親王にも給した。皇子皇孫多く用途缺乏によるのである。（官と位の二方面から特別に所得が増加したのでこれが年官年爵である）

[160] 藤原基經關白となる（政事要略第三十）

（訓讀）攝政太政大臣に關白萬機の詔を賜ふ。

詔す、朕涼德を以て、茲に乾符を奉じ、鳳宸に臨み薄氷を履むが如く、龍軒を撫して淵水を涉るが若し。太政大臣の保護扶持、非ざる自りは、何ぞ寶命を黃圖に恢め、旋機を紫極に正すを得んや。嗚呼三代の攝政、一心に忠を輸し先帝の聖明、其の攝錄を仰ぐ。朕の冲眇、重ぬるに孤窓を以てす。其れ萬機巨細、百官を已に惣べ、皆太政大臣に關白して然る後に奏下する、一に舊事の如くせよ。主者施行せよ。

仁和三年十一月廿一日

（語解）○涼德（涼は涼の俗字）徳の薄いこと（左傳、多涼德）。○乾符 乾は天、符は札、こゝでは天位の意。○鳳宸 玉座。宸は天子が諸侯に對する時に後に立てる屏風。○龍軒 龍駕に同じ、軒は車。○寶命 貴き命にて天の命、即ち民を治むべしとの命。○黃圖 こゝでは天地玄黃とて地は黄色なれば黃圖は天下の意（地圖）なるから前三代の天皇の攝政の意味となる。（三人の攝政ではない）公卿補任には基經は清和天皇（貞觀十八年御讓位）貞觀十四年十一月攝政任とある。○攝錄 錄は録に同じ、攝政すること。○冲眇（ちゅうばく） 冲は幼稚、眇は幽か、微細。

○孤窓 二字共に孤獨。○巨細 大小一切の事。○關白 アヅカリ白ス。關係して申上げること。○主者施行セヨ この詔書を傳達する者よ執達すべし。

（通解）攝政太政大臣に萬機を關白すべき詔を賜ふ。

詔す、朕薄德を以て天位を奉じ、入つては玉座に居ながら薄氷を履むが如く、出でては龍駕に乗り乍らも淵水を涉るが如く戦々競々として恐れ政治に過失なからんことを心配してゐる。太政大臣の保護扶助がなければ如何にして、天の命を地上一面（天下）に恢め、政治の中権機關を玉座にて正すことが出來やうか。嗚呼三代の先帝に攝政として一心に忠を輸し、御英明なる先帝も汝の攝政を仰いできた。朕は幼稚で孤獨である。太政大臣に於いて政治上の萬事は大小となく關係し百官を已れに惣括し、皆關白して、然る後に奏聞した事を部下に言ひ下すこと、凡て舊事の如くせよ。主者この旨を傳へよ。

(要項) 基經は天皇を立て奉りし功ありとは云へ、この文は天皇の非常に謙遜遊ばされた御言葉である。これは支那の書式に模したのであつて當時の形式的文辭である。基經も亦、形式的に關白を辭するの表を奉つた、そこで天皇は再び就任する様に詔書を賜はつた。(これらは皆支那流の形式的手續である) この詔書の中に次の語あり「卿秉鈞突世、佐命受遺、所謂社稷之臣非朕之臣、宜以阿衡之任、爲卿之任」(秉執、鈞均、公平、故に政治を執ること)これを説明すると卿は政治を執ること累世、天子の命を助け、先帝の遺命を受けてゐるから國家の臣——(社は土の神、稷は穀の神、轉じて國家) であつて朕一人の臣ではない。宜しく阿衡之任を以て卿の任とせよ。(阿衡は商(殷)の賢相伊尹が湯王より任せられし官、攝政三公の如し。阿は倚、衡は平、君の依倚によりて政治をとる意)……この優詔を拜し乍ら基經は阿衡之任は空位にして官職なしとて政務を見ざること半年に及んだ。天皇は心ならずもその執筆者、橋廣相の罪に歸して前詔を改められた、御日記には「濁世之事如斯可長大息也」と慨歎遊ばされた。(これを有名な「阿衡の紛議」といふ)此時道眞の仲裁などあり。この紛議も漸く解けた。——背後に藤原佐世の策動ありと雖も——基經の横暴斯くの如し。而も關白は萬機に「預かり申す」意味であり特別の官職ではなく、如舊事とあるから單に御信任の優詔に過ぎない。それが遂に關白といふ官職の如くなり太政大臣以上となつたのは全く藤原氏の専横の致す所である。

[163]

### 菅原道眞幼にして詩を作る (北野縁起上)

(語釋) ○相公 左右大臣を云ふ。左相(府)、右相(府) 又は左府、右府とも云ひ詳しくした左丞相、左丞相と皆同じ。二者を合して丞相府と云ひ略して相府と云ふ。こゝでは是善を指す。是善幼にして父祖の業を傳へ、弘仁の末十一才にして殿上に侍す。仁明帝の時文章博士となり東宮學士を兼ね、文德天皇の仁壽三年大學頭となり、齊衡中(此頃道眞十二才) 従四位下左京大夫に轉じ、天安中美作伊勢等の守を兼ね、貞觀中刑部卿に遷る、十四年大參議に拜し既にして勘解由長官近江守を兼ね元慶三年從三位に叙す、明年薨す。年六十九、仁明、文德、清和三代の儒宗として一門の貴紳多く其門に出づ。(この例にて平安時代文官其世の様を見るべし) 相公は元來は三公を云つたであらう、が後には「卿相百官」などと云ひ、官吏の上位のものを指すこととなつたらしい。是善は後に刑部卿などの長官になつたことがあるから、こゝでは相公と云つたであらう。 ○可憐 文藝的には愛(あはれ)すべしの意『霞ヲあはれみ、露ヲカナシム』(古今集序) ○金鏡轉 キラ／＼月が輝き轉じ。 ○玉房 梅花、房……は花の房。

### [164] 道眞の書齋 (菅家文草卷七)

(訓讀) 東ノ京宣風坊に一家有り、家の坤維に一廊有り、廊の南極に一局あり、局の開方纏かに一丈餘、歩を投ぜば進退行に傍ひ、身を容るれば起居席に側む。是より先き秀才、進士、此局より出づる者、首尾略ば計ふるに百人に近し。故に學者此局を目して龍門と爲す。又山陰亭と號す。小山の西に在るを以てなり。戸の前近側に一株の梅あり、東に去る數步に數竿の竹あり。花時に至る毎に、風便に當たる毎に、以て情性優暢す可く、以て精神を長養す

可し余秀才と爲るの始、家君（菅原是善）教を下して曰く、此局は名處なり、鑽仰の間、汝が宿廬と爲せよ。余即便ち簾席を移し、以て之を整へ、書籍を運びて以て之を安<sup>あ</sup>ぐ。嗟<sup>あ</sup>慮地勢は狭隘<sup>あ</sup>なり、人情は崎嶇<sup>きく</sup>なり。凡そ厥の朋友親あり疎あり、或は心無くして合するの好有り顔色和<sup>な</sup>むが如く、或は首陀<sup>すだ</sup>の嫌有りて語言睨<sup>した</sup>むに似たり。或は擊蒙と名づけ妄りに秘藏の書を開き、或は取謁と稱し、直に休息の座を突く。又刀筆は書を寫し謬を刊すの具なり。鳥合の衆至りては其の物の用を知らず、刀を操れば則ち几案を削損し、筆を弄して忽ち書籍を汚穢す。又學問の道は、抄出を宗と爲す。抄出の用は稟草を本と爲す。余正平の才あらず、未だ停滯の筆を免がれず。故に此の間に在りと在る短札は、惣べて是れ抄出の稟草なり。而して闖入の人、其の心察し難く智有る者之を見れば、巻きて以て懷にし、智無き者は之を取りて破りて以て之を棄つ。此等の數事は内に疚しきの切なる者なり。

(語釋) ○東京 左京。 ○宣風坊 四條より五條に至る左京の區域で四坊を管す。(坊とは市坊を區割するものもので全市を劃し、之を分轄する。坊を計るには左京は西よりし、右京は東よりする。方四十丈を町とし、四町を保とし、四坊を條とし、條毎に四坊を置く。) ○道眞の書齋は紅梅殿といふ。拾芥抄四、第四十九紙裏には「五條ノ坊門」北町面<sup>ニ</sup>北野ノ御子ノ家或<sup>ヘ</sup>天神ノ御所」とある。即ち五條坊門、西洞院にあつて、五條坊門は廣さ四丈、今<sup>ハ</sup>凡そ佛光寺通りで、西洞院は廣さ八丈、今<sup>ハ</sup>西洞院通りである。○坤維 坤はヒツジサルで西南の方向である。維は「地の成り立つ大づな」の意もある。○廊 ほそとの、わたどの。○局 ケイ、とびらのこと、轉じて部屋。○傍行 傍はソフ。行は横木、桁の意。○側<sup>レ</sup>席 側はソバム、せまいこと。○秀才 唐名であつて、文章生に詩を作ら

せて試験に及第した文章得業生のこと。二人あつて文章博士の下に居る。○進士 唐名であつて文章生（文人とも云ふ）のこと。廿人あつて、文章道志望の學生で史記、漢書の中、五條を試問し、三條以上に通じたものを及第として擬文章生とし、更に宣旨によつて、式部大介輔が問題を出して詩を作らしめ、及第したものと補した。此の試験を省試といつた。○首尾 初めと終り。○龍門 黃河の流にある山名、河水は此所を經て最も迅速で、鯉魚が此を登れば化して龍となるといふ。由りて人の榮達すること。○情性 人情と性質。心。○長養 のんびり、育てるること。○鑽仰 サンゲイ。學德を慕ひ學ぶこと。○宿廬 廬は寄寓する屋舎のこと。○簾席 簾はスダレ。書齋・茶の間のこと。○安<sup>レ</sup>之 安はオク。○嗟<sup>ア</sup>慮地勢狹隘也人情崎嶇也 嘗<sup>ア</sup>慮はアア。崎嶇はキク。山の險しいこと。人情の曲れること。佩文韻府によれば、此の一文は、「魏地狹隘其俗儉嗇而褊急」とあるに相通す。儉嗇はケンショク、物惜しみすること。褊急とは短氣なこと。○如<sup>レ</sup>和 和はナゴム。○首陀 印度四階級の最下、農民を云ふ。○擊蒙 啓蒙と同じ。知識を得ること。○刀筆 上代の支那で竹簡（紙の用をなす）に字を記す爲に用ひし刀。後世紙が出來てからは、刀と筆と分れ、刀は誤謬を削り消す小刀、筆は書寫用のものとなつた。本文に於て「又刀筆者寫<sup>レ</sup>書<sup>シ</sup>」は前者の意で、「操<sup>レ</sup>刀則<sup>シ</sup>弄<sup>レ</sup>筆忽<sup>シ</sup>」は後者の意。○几案 机のこと。○抄出書きぬくこと。原文を一部分そのまゝ書きぬくこと、大意をとることの二つあり。○稟草 下がき。○正平かたよらす正しいこと。○闖入 ランニユウ。みだりに入ること。○疚 ヤマシ、心平かならざること。

(通釋) 京都の左京宣風坊の五條坊門(佛光寺通)、東洞院に一家がある。その家の西南には一つの廊下があつて、

その廊下の南のはしに一つの扉がある。その扉を開けると、中には方一丈餘（三坪餘）の室があり、中に入つて歩くと狭くて横木にすれ／＼になり、立つたり坐つたりするのに座席が狭い。是れより先き、此の室で勉強して文章得業生（秀才）や文章生（進士）になつたものが、全部で約百人ある。だから學者は此の扉を龍門と稱した。又山陰亭とも云ふ。此は小山の西にあるからである。戸の前の近くに一株の梅があつて、その東、數步の所に數本の竹がある花の咲く時期になると風に吹かれて梅の香が匂ふて人の心を優美に、のび／＼と、そだてるに充分である。私（道眞）が文章得業生（秀才）になつた時、父（是善）が私をさして「此の室は名高い處であつて、汝が學問する間汝の書齋にせよ」と言はれた。そこで私は私の書齋を此の室（龍門即ち山陰亭）に移し、書籍を此の室に持ち運んで置いた。（一邸宅内にありて書齋のみをかへたのである。）あゝ一般に地勢には、平地ばかりではなく、狭く險はしい處があるやうに、人情にも正しいものばかりではなく、曲つてゐるものがある。大體に於て友といふものには、親しい友と疎な友とある。或者は誠心もないのに、誠實な相手に合つた振りをして、表面の顔色を親しさうに和らげ、或者は最も卑しいものであり乍ら、それをかくして、如何にも親しさうに話しかける。或者は知識を得るのを口實にして、大切に藏つてある書物を、みだりに開けて見るし、或者は私に面會するのを口實にして、直に私の休息してゐる所に、おしかけてくる。又刀筆は書物を寫したり、謬りを正すのに用ひるものであるのに規律のない人々は、その用途を知らないで小刀を使つて机を削り、筆は忽ち書籍を汚して了ふのに用ひる。又學問の道は原文を書きぬいたり、大意をとつたりするのが根本である。書きぬくのには、したがきが基になる。私は正確に判断する才能を持つていないので、論文の結論へ筆が停滞して進まない。だから私の書齋にある全ての短札（カードの如き紙片）は、書きぬきの下がきである

而も、みだりに入つて來た人は、私にはその人の心が不可解（怪しからん）であるが智のある人が、短札を見れば、卷いて自己の懷に入れて盗んで行き、智の無い者は取つて破つて棄てゝ了ふ。私の學問研究に邪魔する此等の事柄は最も痛心の至りである。

#### （要項）

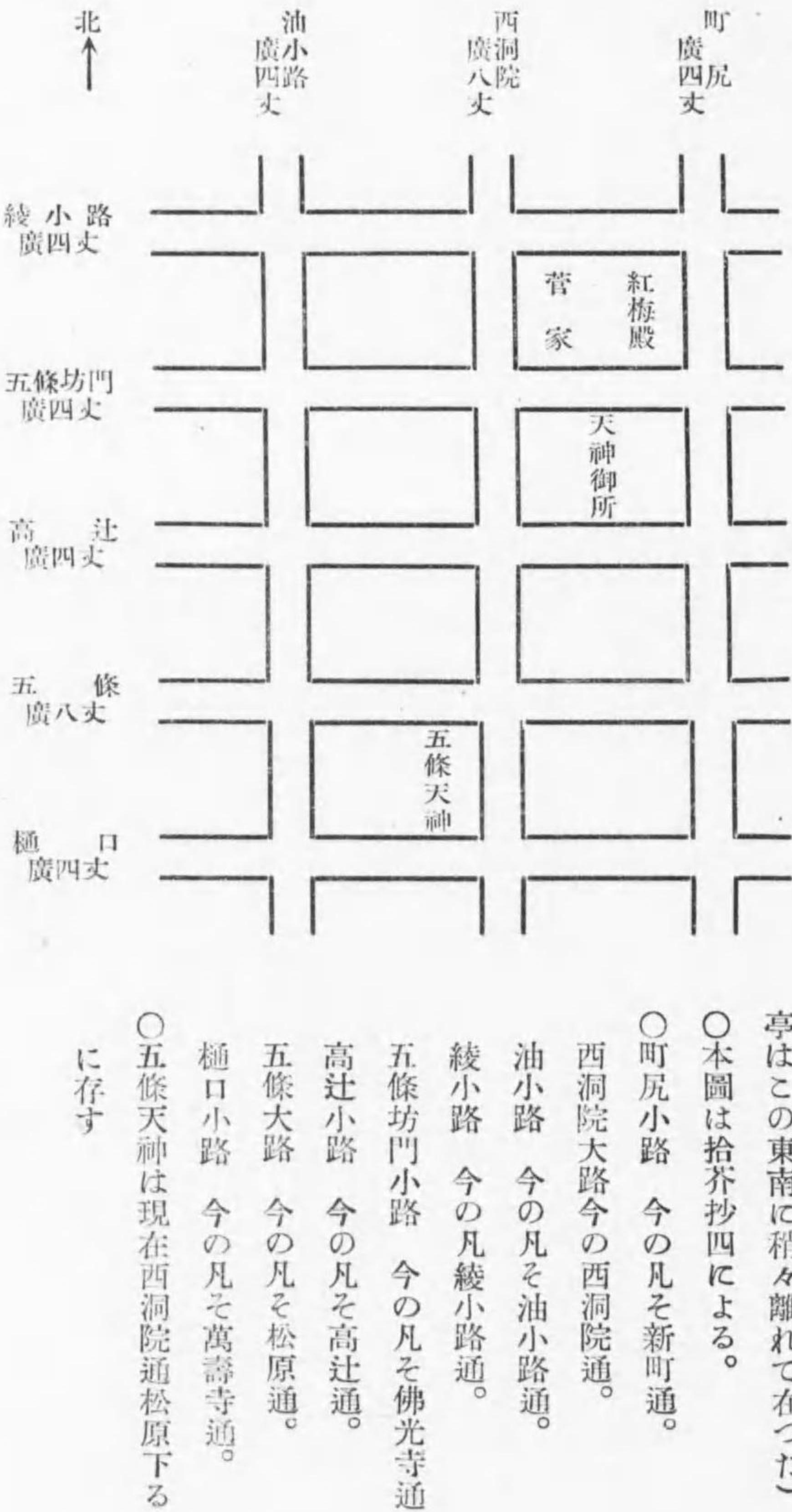
- 1、道眞の父是善は、眞に學者らしい態度で、學問をその子弟一族に限らず、廣く一般に書齋を開放して篤學者の便をはかつた。子の道眞の教育についても「此局名處也鑽仰之間爲汝宿廬。」と言つて書齋を與へて勉學に資した。
- 2、道眞は學問に熱心で、その研究は着實に一步／＼進んで行くものであつた。本文にも「余非正平之才未免停滯之筆。」と述べてある。
- 3、又書齋を開放した爲、心のない者が無駄話に來たり本や原稿を盗んだり汚したりしたので「此等數事内疚之切者也」と言つてゐる。廣く書齋を開放すること、自己の學問を大成することとの對立に悩んでゐる。
- 4、とにかく、學問を世人に開放して國家有爲の人材を作らうとした精神は是善。道眞の見上げた態度で、爲に世人から登龍門と稱せらるゝ程秀才が出た。

天皇)「天承辛亥(一七九一)八月八日北野廟院に進む」とある。水戸光圀はこれを校訂した

[161] 紅梅殿 (挿繪説明) 想像圖である。

和本の豊富であること。その一部分だけを扉を開いて示してゐる。右の縁側に臨んで部屋に机を置いて紅梅を眺め乍ら勉強したのであらう、後には書院作りとなるやうな所に経巻が四本置いてある。この勉強に都合よい部屋を道真は皆に開放したのである。天井を描かず部屋の内を見せてゐるのは繪巻物の吹抜式といふやり方である。

**道眞紅梅殿に梅を愛す。**(一六二頁)、周防國の松崎天神縁起に據る。松崎天神縁起 縦一尺一寸二分 六卷(周防、松崎神社藏)國寶)は第一卷より第五卷迄は北野本と同じく菅公の一代よりその神人としての靈験を描き第六卷のみ松崎神社開創の由來を説いて居る。奥書に「此御繪、有機見志類著、企參詣於當社拜殿、可レ開レ之、雖レ爲ニ權門勢家命、更不レ可レ出ニ社壇、若令レ違犯ニ此旨輩者、可レ罷ニ蒙大政威徳天之神罰於拜見仁身也。仍誓文如レ件。(花園天皇一九七一年)應長元年辛亥潤六月日、御膳所大法師隆眞。宮司大法師實尊。社務法眼和尚位澄。」とあり正に鎌倉末期の製作である。作者は倭錦には筆者不定とあるが、貫雄は刑部大輔吉光の筆跡と鑒してゐる。縁起を納むる箱も當時の物で古色愛すべきものがある。通巻識色濃麗、構圖描線も整齊して居る。圖は第二卷菅公が配所に旅立つに際し、紅梅殿の庭上を眺め、別を惜む情景で全巻中最も美しい一段である。紅梅殿は道眞の書齋の事で龍門の前の近くに一株の紅梅があつて風が吹くにつれて花の咲く時期等、その梅の香が匂ふて人の心を優美に伸びくと育てたので斯様に名づけたのだ



[165]

道眞字多法皇に信任せらる (寛平御遺誠)

らう。(一六一頁の圖参照及び一六四頁の「道眞の書齋」参照)又拾芥抄四、第四十九紙裏には「五條坊門北町面ニ北野御子家或天神御所」とあるから五條坊門、(今の佛光寺通だらう)西洞院邊に存したのであらう。(江家文庫、池

亭はこの東南に稍々離れて在つた)

○本圖は拾芥抄四による。

○町尻小路 今の凡そ新町通。

西洞院大路今の西洞院通。

油小路 今の凡そ油小路通。

綾小路 今の凡綾小路通。

五條坊門小路 今の凡そ佛光寺通。

高辻小路 今の凡そ高辻通。

五條大路 今の凡そ松原通。

極口小路 今の凡そ萬壽寺通。

○五條天神は現在西洞院通松原下る  
に存す

(訓讀) 右大將菅原の朝臣は是れ鴻儒なり、又深く政事を知る。朕選みて博士と爲し、多く諫正を受けたり。仍て不次に登用し、以て其の功に答ふ。加以朕前年東宮を立つるの日、只菅原の朝臣一人と、此の事を論定す。(女知尙侍之に居る)其の時共に相議せし者一人も無し。又、東宮初立の後、未だ二年を経ずして、朕讓位の意有り、朕此の意を以て密々に菅原の朝臣に語る、而して菅原の朝臣申して云ふ、是の如きの大事は自ら天の時有り、忽せにす可からず、早くす可からず云云。仍りて或は封事を上り、或は直言を吐き、朕が言に順がはず又々正論なり。今年に至り、菅原の朝臣に告ぐるに朕が志必ず果す可きの状を以てす。菅原朝臣更に申す所無し、事々に奉行し七日に至りて行ふ可きの儀人口に云々、殆ど其事を延引せんと欲するに至る。菅原の朝臣申して云ふ大事は再舉せず、事留まれば則ち變生ぜん云々。遂に朕が意をして石の如くに轉ぜざらしむ。總じて之を言はゞ、菅原の朝臣は朕の忠臣に非ず新君の功臣か。人の功は忘るべからず新君之を慎しめ云々。

(語釋) ○鴻儒 大儒者、大學者、鴻はオホトリにして群鳥を凌ぐ。○諫正 正論にて上方を諫す。○女知尙侍居レ之 女知尙侍のみが侍してゐたと註記遊ばされたのであらう。尙侍は至尊の御寢所(御居間)に侍する女官の長で日本読みではナイシノカミ(内侍司の長)と云ふ。職掌は『掌レ供下奉常侍奏請傳宣檢ニ校女孺ニ知内外命婦朝參ニ及禁内禮式事ヨ』(後宮職員令)とある。○可行儀人口云々。御讓位遊ばさるゝ事が人口に上り外部の議論紛々として起つた。(此間の事情を省略して云々と書かれた)。○前年。今年。七日。實際の時を史實について見る前年は寛平五年(四月)で宇多天皇三十四歳の御時であり、今年は御讓位遊ばされた寛平九年(七月)である。七

日は寛平九年何月の七日であるか不明である。それは醍醐天皇は七月三日受禪同十三日即位遊ばされ(歴史大辭典)たから此の短い間に而も受禪後に、大事を變更遊ばさる様に御考になられたとは拜察することが出來かねるからである。だから反對論が人口に上つた日と見るべきでそれは七月の七日ではないであらう。

### (要解)

- 1、宇多天皇と道眞との御間柄が所謂「君臣水魚」の如く深かつたこと。
- 2、宇多天皇が藤氏の専權を抑へんがため寛平四年基經死するや翌年藤原高藤(冬嗣の孫基經の従弟)の女胤子の出なる敦仁親王を太子に立てられ、間もなく(未經ニ二年)御讓位遊ばされんとなされた。道眞は如く是大事自有ニ天時ニとて慎重に時機を待つべきを申し上げた。時に天皇は御歳三十五六才で太子は九才頃であらせられたから此點が道眞の諫正の一であり、從つてこれより却つて時平一族の誤解を招く恐ありとの道眞の深慮からであつたかも知れない。(この時の封事や直言が残されてゐないのが遺憾である)
- 3、しかし乍ら四五年後(寛平九年)に再び御讓位の初志を貫徹遊ばされんとなさるゝや道眞は御趣旨を奉じて萬遺算なきを期して着々奉行してゐた。(それは天皇の強固な御志を拜察し、又、時平の女に皇子が生れざる以前に譲位し給はんとの御意見を伺ひ藤氏抑勢の時機が相當に熟してきた事を道眞が感じたからであらう)
- 4、しかるに偶々この事に對し外部よりの非難が出たために天皇は事を穏やかにし、人民の誤解なき様に御延期を望まれた。そこで道眞は『大事不ニ再舉レバ、事留レバ則セシム變生』と申上げたので天皇の御心は石の如く重くなり轉ずることなく御讓位を決行遊ばされた。(道眞は國家の大事は決行前に洩れ、反對があつたからとて之れを延期するは却

つて國家皇室の威信（従つて政治の根本）に關する危機であると痛切に考へたからであらう。

（参考）

1、和漢の才を兼ね、皇室國家に對する忠誠を以てし、深慮果斷よく難局に善處したる理想的政治家の風貌を察することの出來ること。而してそれは當時の第一史料たる寛平御遺誡の賜であること。

2、道眞は前に反対し次に賛成したことから矛盾した態度であると誤解してはならない。政治上の手腕は時局の變化に應ぜねばならぬ。道眞が事件の變化に反対する批判の妥當なること。而して絶えず宇多天皇（後三條天皇の御譲位の御趣旨と御同様）の藤氏抑制に依つて皇權を伸張遊ばされんとなさる御趣旨を奉體した忠誠なる精神は不動であつた事を知らねばならない。

3、道眞の態度に感心するの餘り宇多天皇の御態度を誤解申してはならない。御自身（宇多天皇）を擁立し、關白とさへなつた基經その人の一家を抑止せんがため誰が見ても學德兼備の道眞を拔擢し、それによつて道德的政治を革正遊ばされんとし給ひし御苦衷を、この宸翰によつて拜察奉るべきである。寛平御遺誡は次の延喜の聖世——我國に於ける模範的な時代——の基本となり代々の天皇の道德文化政治の要素となつたものである。（花園天皇宸記、神皇正統記）

4、道眞は『非朕之忠臣』新君之功臣乎』とあるのは特に誤解してはならない。これは「むしろ朕之忠臣といふよりは新君の功臣である」と解し、即ち譲位を圓満に運んだ道眞の『功不可忘新君慎之』而して將來一層引立て、善政を行ふ様にと醍醐天皇を御訓誡遊ばされたのである。『或吐直言不順朕言』から『非朕之忠臣』を強く解

し勝ちであるが、全體の文調と前述の要項から推して、過去よりも將來への善政を御宸念遊ばされ『新君之功臣』の方を強調なさるゝために用ひられた對句的漢文句調であると解すべきである。

寛平御遺誡

群書類從、日本教育文庫（書目解題）

本書は宇多天皇の御撰述であるが、惜しいかな殘闕して完からず、且つ今日傳はれるものも、中間蠶損等の爲めに文意通ぜざる所あるは遺憾に堪へない。寛平は宇多天皇の御代の年號である。當時朝臣には藤原時平を始め、菅原道眞、紀長谷雄、三善清行等才學を以て名あるもの多かつたから、天皇はこれら臣庶の賢否、國家の得失を擧げて皇儲敦仁親王（醍醐天皇）を御訓誡遊ばされ、「新君慎之」と仰せられ、御親ら御在位中の政治につき當を失すと思召されたことに對しては、「朕失之」と仰せられて、御失敗なきやうに御注意になられた。阿衡の紛議によつて、藤原氏（基經）の專横を憤られ、御遺誡の中に時平をば僅に「功臣之後、其年雖少、已熟政理」とこれをほめ稱へて、顧問に備へられんことをお勧めになつて居るのみであるが、道眞に對しては、敦仁親王を皇太子に定められた時にも御譲位の時にも道眞とのみ御相談になつたことを記されて御重寄の並々でなかつたことがわかる。されば菅原道眞に對しては、「右大將菅原朝臣是鴻儒也、又深知政治、朕選爲博士、多受諫止、仍不次登用以答其功」と仰せられてある。又新君の功臣と云つて醍醐天皇に對せられて、深く道眞をおすゝめになつて居る御様子がわかるのである。

此書は代々の天皇が御讀みになり特に花園院宸記や神皇正統記にも見え、我國に於ける貞觀政要とも稱すべき政治道德の寶典である。延喜の聖代が寛平法皇（宇多天皇）の御力に依る事の大なりしきこれにても察せられるのである。（菅原道眞）其の先は天穗日命で、垂仁天皇の頃に付野見宿禰が出で埴輪を以て殉死に代へた。帝喜び土師の姓を賜

はつた。光仁帝の時、其居住地名を取りて菅原となつた。(垂仁天皇御陵と西大寺との間にある大和の地、今、菅原寺のある所)時の大儒是善は道眞の父であつた。道眞幼よりして文武の道に達し(良香が弓技に驚いたことがある)。元慶中文章博士となる。(御遺誠には朕選爲博士)とあるが元慶は陽成天皇の年號であるから年代が合はない。道眞は宇多天皇の御信任によつて官位が累進したが多くは文官であり、そして天皇はその儒教的「諫正」を多く御受けになられたから儒官の代表語「博士」を何氣なく御書になられたかも知れない後考を待つ。仁和二年正月讚岐守となり治績があつた。此時阿衡の紛議あり、道眞基經に書を送り勅の執筆者橘廣相と和解せしめ事が落着した。これより天皇大に信任し給はつた。寛平三年藏人頭に任じ五年參議に任じ、俄かに春宮亮を兼ね次いで女衍子を女御となされた八年民部卿を兼ね右大將となり、氏の長者となつた。昌泰二年右大臣となり、二年の後延喜元年正月配流せられた。(廣相の女の出なる齊世親王は宇多法皇の皇子で醍醐天皇の御弟である。時平は「道眞がこの皇子を擁立せんがため天皇を廢せんとす」と謀て奏した。天皇御幼少なればこれを信じ給はれた。法皇は道眞の和歌に依る哀訴によりて天皇に申し赦さんとし給はれたが時平の部下宮門を鎖し奉つたので萬事休した。

[165] 醍醐天皇の御仁慈 (續古事談第一)

(語釋) ○民ヲハグクム 民を愛育する ○一條院 一條天皇 ○上東門院 一條天皇の中宮にして道長の女彰子

○無慚——無慚 惡をなして自ら心に恥ることなきをいふ。俱舍論(四)に『於所造罪自觀無恥名曰無慚。觀

他無恥說名無愧』俗書に亂暴殘忍なるさまを形容していふ「放逸無慚のありさま」。(徒然草)

(要項) 御仁慈にあらせらるゝ代々の我聖帝の中に特に延喜の聖世にて有名な醍醐天皇の御仁慈の逸話である。こゝでは一條天皇の御仁慈も合せて拜察すべきである。親房は所謂藤原時代の中でも『攝關を置かれざりし延喜、天暦(村上)寛弘(一條)』の三代は王權の盛大な文運の燐然たる理想的な時代であるとしてゐる。この王朝文化の國民的基礎は實に聖帝の御仁慈の上に築かれてゐる。たとへ始めは唐代王朝文化の模倣であつたにしてもその形式を通して精神的に我聖帝の御盛徳を讃美し(和漢朗詠集等)その御仁慈と皇位の神聖を國民一般に傳へたことは藤原文化の儒教的(道德的、合理的)感情的(從つて、神秘的)特質に歸せねばならない。我皇室の尊嚴は神代以來のことではあるが奈良朝平安朝に亘る五百年間の王朝の道德的文化政治によつて一層深く永久に國民に徹することが出来た。その内容は支那王朝文化ではあるが、我國體上誤りなく文化が發展したのは日本精神の特質の外に(易姓革命の思想を排除した如き)王朝を讃美した貴族生活そのものに一の功を歸せねばならない。

(注意) 藤氏の專權榮華と地方國守の私欲横暴等に關する事件の列舉によつて當時代を道德的に否定せんとするが如きは局部的な考である。(この考も皇室尊重の考ではあらうが)皇室の御盛徳が平安文化を通して崇敬され我道德的文化政治の基調となつたのであり、特に王權恢復運動にあつてはこの王朝盛代が理想時代として日本精神を覺醒せしめたのであつた。(建武中興明治維新等)かくの如き觀點に於ては事件として列舉し得ざる生活全體の持つ或る生命的基調特色とも云ふべき方面を大觀直覺せねばならない。かくして貴族時代の生活の形式的、感情的意義が日本精神

史上の地位に於て見直さるべきであつて、武士庶民勃興の原因として階級的にのみ見らるべきではない。

## [166] 道眞の左遷（六卷、卷二）

—( 62 )—

—( 63 )—

### 道 真 の 左 遷

（語釋）

○昌泰四年 七月十五日延喜と改元す。醍醐天皇即位後四年道眞右大臣となつてより二年後。

○太宰權

帥 九州太宰府の長官、正帥は中古以來親王を任する例で京都に在りて任地へは行かず。太宰府の事務は次官の大貳が執つた。權帥（權は假の意帥は統率の意）は左遷の大臣を以て之に任じた。○流され給ふ……かたがたにの省略文の大意 この右大臣にはお子様方が大勢おりになつて、息女方は結婚し子息方は皆年配に應じて夫々位に叙せられて居られたが、それも皆方々にお流されになつて、悲哀な様であつたので、御幼稚な方が慕ひ泣いて居られたので小さい人達は差支あるまいといふことで朝廷も同伴を許され、一緒に連れて太宰府へ向はれた。朝廷では同罪となつた御子息達は同じ方向へは遣はさなかつた。○こち 東風、春風をいふ。○おこせよ よこしてくれ。おこすは送り届ける意。○又……筑紫にの省略文の大意 又宇多上皇に此の度の左遷を免ぜられたいとの意の歌を奏上し、無實の罪を歎き、すぐに山崎で出家し都をはなれた心細さに御所をふりかへり／＼來たことをおよみになつた。又明石の驛で驛長の「いみじう思へるけしきを御らんじて」驛長無レ驚時變改 一榮一落是春秋と、悲しい詩をよまれた。

○筑紫 古は九州の總稱、後には筑前筑後を指して云つた。此所は前の太宰府を指す。○心ほそくおぼさる……月のあかき夜の省略文の大要 遠くに煙か立つのを見て、都をしのばれ、又白雲が山から出て山に歸るを見て何時かは

都に歸へれるだらうとなぐさめられた。○うみならずの歌 海水はたたへてあるものなるが、海ならぬ我身も、（今は旅館に停滯してあるが、かくあればとて、）海水の如く聊も濁りがないから千尋の海底までも月の照すが如く、清らかなる神佛の御心には映するだらう。○いとかしこく 大層結構に。○げに月日こそはてらし給はめとこそあめれ 實に月日こそは清き心を照し給はんとしてあるのだ。○あめれ……大貳の省略文の大要 歌や詩等まで平和に由あるさまに、世繼（大鏡の内容を物語れる人）が語りつゝけて聞かすに、菅公の事柄等知つて知つてゐる人は翁の傍近く寄りて聞く、世繼いよ／＼語り、聞くものは甚だ感じて流るゝ涙をふきつゝ面白がつてゐたといふ。○心にもあらず御らんじやられけるに 菅公は謹慎の心深くて物等を見やうと思はれないのに、太宰府の官宅は壯大であるから、道眞の淋しい謫居からも都府樓の屋根の瓦が見える。○文集 唐の白居易（字は樂天）の詩文集にて、所謂白氏文集のこと、こゝは卷十六にある。○まさざまに まさりたるやうに。○はかせ 博士、學者は物知り人。

○九月十日 醍醐帝昌泰三年。○つくらせ給へける詩 菅家後集『丞相度年幾樂志、今宵觸物自然悲、聲寒絳緯風吹處、葉落梧桐雨打時、君富春秋臣漸老、思無涯岸報猶遲、不知此意何安慰、飲酒聽琴又詠詩』。○去年の今夜の詩去年（昌泰三年）今夜（九月十日夜）清涼殿の帝側に侍坐したる時、制に應じて秋思の拙作を賦したるに、かしこくも叡感を蒙りたるを、思ひ出せば、實に獨り腸を斷つが如くである。さてそのをりの恩賜の御衣は即ち今此にあれば之をいだき持つて、毎日帝の御恩の餘香を拜し奉つて居る。

### （要項）

1、道眞が左遷されて行く悲しい心持とその清い心。

2、太宰府に於ける心情とその誠忠なる謹慎の態度。

(参考) 都府樓は太宰府の樓門。伊豫の純友の亂入以後破壊され、今尙礎石を多く存してゐる、北に菅公の謫居地がある。(今は太宰府神社となる)西に觀世音寺あり天下三戒壇の一にして古來より有名で(教科書一三一参照)國寶の佛像が多い。天智天皇の築き給ひし水城はこの寺の東北にある四王寺山(大城山)と天拜山の険隘を扼してゐる。水城の北に筑前國府跡があり、國分寺は太宰府町にある。尼寺はそれより一町西にあつた。(大日本地名辭書)以上によりて太宰府附近の政治軍事文化上の地位を察すべきである。

### [168] 莊園増加の状況(類衆三代格卷十九)

(訓讀) 太政官符

勅旨開田並に諸院、諸宮及び五位以上の百姓の田地、舍宅を買ひ取り閑地を占請するを停止すべき事。

右案内を檢するに、頃年勅旨開田遍く諸國に在り、空閑荒廢之地を占むと雖も、是れ黎元の產業の便を奪ふなり。加之新に庄家を立て、多く苛法を施す、課責尤も繁く威脅耐へ難し。且つ諸國奸濫の百姓課役を遁れん爲に、動もすれば京都に赴き、好んで豪家に屬し、或は田地を以て詐りて寄進と稱し、或は舍宅を以て巧に賣與と號し、遂に使を請うて牒を取り、封を加へ勝を立つ。國吏矯飭の計を知ると雖も權貴の勢を憚り、口を鉗舌を巻き、敢て禁制せず。茲に因り出舉の日、事を權門に托して正稅を請はず、收納の時、穀を私宅に蓄へて官倉に運ばず。賦稅の済し難き、斯

に由らざるはなし。加以賂遺の費す所、田地は遂に豪家の庄となり、奸構の損する所、民烟長く農桑の地を失ふ。終に身を容るるに處無く、還た他境に流冗す。

天平神護元年の格を案するに云はく、天下の諸人、競ひて墾田を爲り、多勢の家、百姓を駆使し貧窮の民、自ら存する攸無し、今より以後、一切禁斷せん。

- (A) 寶龜三年の格に曰く、諸人の墾田、任せ開墾せ令む、但し勢を假りて百姓を苦しむるは嚴に禁制すべし。
- (B) 弘仁三年の格に云く諸國司朝憲に率はず、専ら私利を求む、百端奸欺、一に懲革無し。
- (C) 或は他人の名を假り、多く墾田を買ひ、或は言を王臣に託し、競ひて腹地を占む。民の業を失ふ此に由らざるなし。宜しく重ねて下知して嚴に禁制を加ふべし。
- (D) 天長元年の格に云く常荒田有り、百姓耕作し、一身の間其の耕食を聽す此に因り勢家の耕作得ず者。
- 件等の格を案するに閑地を請ひ開き、荒田を耕食するは只百姓の爲に、獨り其の文を立つ、高貴に至りては、嚴制重疊なり。而して諸院、諸宮、朱紫の家、憲法を憚らず、競うて占請を爲し、國郡官司判許の日、専ら墾發を催し其の租を輸するを勞するに似たりと雖も、猶土氏の力役を盡し、國內の農業を妨ぐ。
- 左大臣(藤原時平)宣す、勅を奉はるに、正朔遞變じ、驪翰推移す、八延の地限り有りて、百王の運窮り無し、若し限有るの壤を削り、常に窮無きの運に奉せば、則ち後代の百姓、得て耕す可けんや。よろしく當代以後、勅旨開田、皆悉く停止し民をして負作せ令むべし。其の寺社、百姓の田地は各公驗に任せ本主に還與せよ。且つ夫れ百姓は田地、舍宅を以て、權貴に賣寄する者は蔭贖を論ぜず土浪を辨ぜず、杖六十に決す。若し符旨に乖違し囁を受けて買

取し並に閑地、荒田を請占するの家あらば、國はすべからく具に料主並に署牒の人、使者の名を錄して早速に言上すべし。論するに違勅を以てし曾て寛宥せず、判許の吏は見任を解却せん。但元來相ひ傳へて庄家と爲し、券契分明にして國務に妨げ無き者は此の限に在らず。仍りてすべからく官符到りし後、百日の内に辨行狀を具して言上すべし。

延喜二年三月十三日

(語釋) ○大政官符

大政官より下へ發する書類にして詔書の一、中務省先づ草案を奉り御許しあればこれを寫して案として留め、太政官に送る太政官更に御裁可を仰ぎて寫しを取りて案として留む、諸國へ施行の際は詔文を込み一紙に作りて行下す。○勅旨開田　この全文で判る様に開墾を放任すると豪族の私有地が増し人民が困つたから原則として開墾を禁じてゐたが特別の場合は勅旨を以て之れを許したその田である。○諸院諸官　皇族方のこと。

○閑地　未墾地。○右　右について。○檢査案内　文案の内容を検す。○頃年　近年。○黎元　人民、庶民

黎は黒し、庶々。元は根元、首、民。冠をつけない黒い首即ち庶民。○庄家　權門が便宜を求めて己がために民の舍宅を借り、稻穀等を集めた庄園取締りの家、又は庄園を耕す百姓の家、一般に庄園の意ともなる。○請使云々

……權門に使（關係をつけ）を請ひ、その證明書（權門の所有地たる）を貰ひ繩張りし、立札をする。使を異本に便とある。牒——牒札、官府の移文を云ふ。封——封印で境を限れる印なり。榜、榜牌、かけ札。○矯飾　矯はり飾る

○鉗口卷舌　沈黙。○囙茲　因茲。○託夏　託事。○出舉　王朝時代公私の財物を貸して利をとること。

出は國司より百姓へ貸出。舉は百姓より國司へ舉げ返す。或は舉は用也と。天武天皇四年四月の勅に「諸國貨稅……

中戸以下應舉貸」一年を限りとして春耕に貸與して秋收に返させた、本は穎（穗）にてとり、利は穀にてとつた。官稻は十束にて元利十五束私稻は二十束以内とした（大寶令参照）。元正天皇養老六年何れも十分の三の割とした。尙未償返済の責を悉く免除したことが奈良時代に屢々見える。大同三年九月廿六日「格」に百束以下十束以上の貸出に限定した。○正稅　田租の官稻を分ちて三とした。その中の一で大稅とも云つた。更に正稅の中を出舉して利をとり水旱の備とした。○不請正稅　正稅を乞はない。（其意味）折角百姓のために春耕の費として官稻を貸す日（出舉の日）に、權門から借りるとか云つて、官稻を借りないそれは不可ないことだ。何んとなれば高利の私稻より低利の公稻を借りた方が官兵共に利があるから、（正稅を貸した出舉の利其のものだけでも相當のお上の収入であった）。

○賦稅難濟　收稅を完全にすることが難い。○加以　或本に加之とあり何れも「のみならず」、「その上に」の意○賂遺　賄賂を遺る。○奸構之所損　悪く構へる者（前の奸濫の百姓——ひどく悪い百姓）が田地を荒廢すること。○民烟　民の生活。○還てまた、還、却つて。○流冗　冗は冗の俗字、定居なくして流散流浪すること。

○格　王朝時代、制度法律等に關して發布せられたる臨時の勅令及び官符、轉じて之を集めたる書冊をもいふ。（弘仁憲法、官の規則。○百端奸欺　凡ては偽りばかり。○一無懲革　一つも懲りて革めることはない。○或假他人名云々　令の田令に凡質租田者。各限一年、同集解に輸租、徵見營人（賦役令注）とある。即ち一年間を限りて田を賣買する（質租）を許す……租を出す人は現在營んでゐる人からとる——と大寶令にあるから自分が耕さぬクセに他存する能はずの意。○寶龜　光仁天皇。○備　稱の俗字。○任　ほしいまゝに、任意に。○朝憲　朝廷の

人名義で買ふて耕さぬことゝなれば納稅者が減つてくることになる。○腴地 肥沃地。○天長元年——淳和天皇。

其荒田を耕作した百姓自身の生涯の間、子と孫に傳へるを三世之間と云ひ之れは新開墾者に許した。然れども何れも期限来る時はお上に返上する故、期に近づけば百姓倦怠して荒蕪するに至るのである。されば三世一身を論せず悉く永久私有を許した。これより莊園の増大を來し、その後も法令改變したけれどもこの勢を阻止することが出來なかつた。○者 以上の如くであるから云々と下につゞく語、されば、それ故の意。○朱紫之家 高貴の家。高貴の人、高官の印形は朱又は紫色なり。○占請 空地を占め、開拓を請ふ。○判許 判定許可

○墾發 新墾開發。○輸租 租稅を輸出する、即ち納稅。○盡土民之力役 土民の力役を豪族の私有地のためにつくす。○奉勅 勅をウケタマハル。○正朔 正月と一日と、即ち年の始めと月の始め、轉じて曆。○遞

○驪翰推移 月日の流れること（馬の走るが如し）驪は黒馬、翰は白馬。○八埏之地 八方に延びた地、廣き地面

○百王 百人も多く續く王（日本では萬世一系の天皇）○負作 自ら負ふて作る。自作。○任公驗 政府の下した國司郡司の證明ある土地の券狀を據りどころとして。○本主 元の所有主 ○蔭 親族の身分によりて官を得ること（因父祖之餘蔭得官）五位以上のものゝ子や孫に賜はる、例、父三位ならば子は從六位上、孫は同下を賜ふ。

これより罪の輕減にも用ゐらる。○贖 勳等位階ある者及その親族が罪を（但八逆の罪を除く）犯したる場合輕減せらること。一位を下げる場合、銅（金錢）を出す場合あり。其恩典に浴する者は大寶令の名例律に依れば次の如し。(1) 應議者皇族及三位以上或は大德大功大才ある者、並にその三等親族以内。(2) 四位五位、勳一等より四等迄の者並にその二等親族以内。(3) 六位七位勳五、六等並にその一等親族。(4) 八位及勳七等より十二等迄の。者名例律に

(要解) 勅旨の開田井に諸院家諸宮及び五位以上の者が百姓の田地家屋を買取り空地を占め開拓を乞ふを停止する事。

凡應議請減。及八位勳十二等以上、若官位勳位得減者之父母妻子犯流罪以下聽贖。○土浪 土著者と浮浪人。  
○乖違符旨 通牒の旨に背き違ひ。○受囑 賴を受け。○料主 領主（料は領の邦字）こゝでは新領主即ち權門に當る。○解却見任 現在の任務を解く免官。

(要解) 勅旨の開田井に諸院家諸宮及び五位以上の者が百姓の田地家屋を買取り空地を占め開拓を乞ふを停止する事。

右に關する文案の内容を檢して見る。

- 1、近年勅旨に依る開墾田は全國に亘りそれが空地、荒田ではあるが百姓の生業を奪ふものである——それは百姓自身の開墾地の不足となる——のみならず新に庄園取締りの家を立て百姓から勝手に取立てゝ苛めてゐる。
- 2、且つ諸國のするい百姓は國家の課（租調——米布等）役（庸——力役）を遁れんがため京都に來て豪家に屬し田地舍宅を寄進するとか賣るとか詐つて、その使から證券を受けとり區切りをして豪家の庄園であるといふ立札を立てる。國司以下の役人がそのごまかしである事を知つてゐるが權力ある貴族の勢力を憚り沈黙して禁制せぬ。
- 3、そこで春耕の資として官稻を貸す日に百姓は權門と結んで正稅（官稻）を借りないし、また秋の收稅期には米を私宅に貯へて官倉に運ばない。徵稅の困難なのは以上の事からである。
- 4、お負けに賄賂の費用たる田地は豪家の庄園となり、するい百姓連のために一般百姓は農桑の地を失つてゐる。そ

こで定住の地なく他境に流浪してゐる。今過去の臨時の法規を檢べて見ると次の通りである。

A、稱德天皇天平神護元年三月丙申、格（一四二五）諸豪族が勝手に百姓を使つて墾田をやらしてゐるので貧民は自活することは出來ぬから以後一切禁止す、——但しその土地の百姓には一二町は許す。（大化改新を去る百十九年後）。

B、光仁天皇寶龜三年（紀元一四三三年）十月十四日、開墾は任意にするが——開墾の勢の阻止し難きと、人口及國富の増進上よりならんか——百姓を苦しめてはならぬ。

C、嵯峨天皇弘仁三年五月三日格、諸國司が朝命に背き私利を求める事詐であつて改むること一もない。他人の名義で墾田を買ひ或は王臣（高貴な）の名で肥沃の地を占めてゐる。民はこれによつて失業してゐるから加ねて嚴制する。（延暦三年に國司に對し同様の禁止があつた）。

D、淳和天皇天長元年八月廿日（一四八四）常に荒れてゐる田があらばそれを耕した百姓はその生涯だけ耕食を許す。（但し六年後に納稅し、子の代には返地する）これに乗じて勢力あるものは耕作してはならぬ——これは下總守清原夏人の奏狀によつた。

以上の諸規則を綜合して見ると閑地荒田の耕食は獨り百姓のためであつて高貴權門の勢力家に對しては嚴重に禁止してゐる。されば是等の人々が朝命を恐れないで競ふて空地を占め開墾を請ひ國や郡の役人が判定許可すると、これは開發をなし租稅をとることとなつて國のためになる様だが實は土着の民の力をつくさせて國家之農業が妨げられる。（却つて從來の公田——國分田がすたれて租稅が國家に入らぬ）右の結論から左大臣が天皇の命によつて宣言する。

（次の如く）

曆や年月が變り廣い土地に限りがあるが萬世一系の皇運は無窮である。（變化と有限に對し無變無限を云つた）若しも限りある土地を減じて無窮の皇運を奉するとせばそれは不可能なことである。といふのは後代の百姓は耕すことが出来ないからだ。（君は民を愛し民は君を敵するからこそ皇運が無窮である）それ故次の規則を下す。

イ、今後勅旨による開田は一切停止して庶民が自力で耕し得る範圍だけの田を許す。（他人の力で耕させる勢力家や悪い百姓には許さぬ）。

ロ、元來寺や神社や百姓の田地であつた所は公の證券によつて夫々元の所有主に勢力家が返すこと。（この勢力家の中には大きな社寺が入つてゐる）。

ハ、百姓が自己の田地住所住宅を權門に賣つたり寄附したりした場合には勳位によつて罪を免れる恩典を受くる者でも土著の民でも（一切除外なく）杖で六十回打つ刑に處する。

若しこの通牒の旨に違き頼まれて閑地荒地を請ひ占める家があつたならば、國司はその領主や署名した人、使者の名を早速言上せよ。かかるものには違勅の重罪を以てし、決して寛大に許すことなく、許可した役人は現職を免官する。

但し元來昔から傳へ權門の庄家となり而もその證明者がはつきりしてゐて國の租稅を害してゐないものは同じく庄園と云つても此限でない。以上の次第であるから、この官符が國々についた日から百日以内に施行して實狀を具申せよ。

(主旨) 百姓の自力で耕作し得る田地を原則として其他の權門——官吏(中央、地方)大社寺等——の土地兼併を禁止し、そして大化改新當時の班田收授の原則に返さんとした。

私有地としての庄園の發生は官吏に對する職田位田等個人としての班田以外食封(今月給)として當然必要であつたもの、又は特別の功勞者に對する勅旨による開墾等は土地經濟(貨幣使用少き)の當時としては止むを得ぬことであつた。しかしこの勅旨田は權門・勢家の乘ずる所となつて新墾田は必要以上の私利のため擴大され百姓が苦役させられた。のみならず稅を軽くするため權門が寄進して國稅を脱する悪い百姓も増して良民は苦しみ國家の租稅は不足になつた。國司さへもまた出舉や秋納時私利を計るに至つた。加ふるに此間に仲買人の加きものが介在して土地住宅の賣買を(官の許可を必要としてゐた大寶令を無視して)盛んにやつたので農民は定住の所さへ失つて流浪した。

大化改新以後約百年程経つてから即ち奈良時代の末期から平安時代の初期にかけて屢々發せられた國家の重大な禁令は百姓擁護のための庄園禁止であつた。(天平神護元年——弘仁三年)但し任令<sub>ニ</sub>開墾とか「百姓に限り一身之間聽其耕食」とか云つて開墾を許す本旨から禁令を緩にせねばならなかつたが併し結局は豪族勢力家の法令悪用となつて私有地は増大して行つた。

右の如き滔々たる惡風、國家の大害を革正せんと思召し給へる延喜の聖帝の勅を奉じて左大臣時平が「萬世一系の皇運を扶翼し奉るは百姓の生活を安定させることである」として前例に共通なそして精細な罰則を附した根本的改革令を發したのである。

### (参考)

- 1、公田主義の班田制が行はれ難かつたことは欲望と人口の増大と國富の増進等の要件に適しなかつた——一生生活し得る程度の限られた田、そして死ぬと返す。(生れると只で貰ふことは良いとしても)
- 2、この限定された原則に對し右の要件を満たすものは墾田であつた。「百姓漸多、田地窄狭、望請勸課天下」と太政官が奏して裁可され、開墾に當り新溝池を作つたものは開田を三世(自分と子と孫)まで私有させ、舊いのを利用した者は一身にだけ與へた(養老七年四月辛亥條——三世一身法とて有名なり)次いで、天平十五年五月廿七日格(約二十年後)は「養老七年格によつて限滿之後に收めると農夫は怠倦し、荒地が復た荒れるから自今以後任爲<sub>ニ</sub>私財<sub>ニ</sub>無論<sub>ニ</sub>三世一身悉皆永久に回收せぬ」と其の永久私有を認めた。同時に位に依り墾田の廣さを限り國司の許可を嚴重にして百姓の妨なき様にした。
- 3、百姓の人口增加と私有欲望を認めての開墾許可に止まるならば良いが——それは自作に止まるから廣大な土地支配にならぬ——官吏や勢力家に利用される様になつて豪族の土地永久私有の勢を馴致した。

(注意) 右の様な當時の政治、社會、經濟の實情から庄園の發達は止むを得なかつたことは納得しても、必要以外の土地を私有せんがために國法を無視して中央地方を擧げて官吏や勢力家が私利私欲を計つたことは飽くまでも不道徳的行為として攻撃せねばならぬ——この發達等を考へる場合の人間性や時代の實情を考慮する因果關係と、それの批判(道德上、又は政治上等の立場からの)的立場を異にして考へねばならない即ち因果關係と價值關係の二大立場

(訓讀) 大風、疾病、雷鳴、地震、水火の變、非常の時は早く親を訪ひ、次に朝に參り其の職とする所の職に隨ひ  
消災の慮を廻らせよ。

[170] 九 條 殿 遺 誠 (九條殿遺誠)

煩はされ各種の事實を含む語句が並立してゐるので筋は通り憎いが文調と事實から百姓及國司の私利と解される。  
○元來相傳爲<sub>ニ</sub>庄家<sub>ニ</sub>券契分明無<sub>レ</sub>妨<sub>ニ</sub>國務<sub>ニ</sub>。莊は 1 田舎、その家屋。2 大農の居所。3 別墅<sub>(別業、別莊)</sub>。4 開地にして督課の所。園は植<sub>ニ</sub>蔬果花木<sub>ニ</sub>之地而有<sub>ニ</sub>藩籬<sub>(まがき)</sub>者也<sub>(辭源)</sub>別莊にして游息する總て園といふ——右を綜合して莊園の生活との關係支配關係等の發生發展等を推察し得る。我國につきて述べると莊園とは班田(口分田)以外の田地にして次の如きものより發生した。1、上古以來の屯倉、田庄(中大兄皇子答奏八一頁)の大寶令以後に傳はつた一部のもの。2、後宮皇子親王に空閑地荒廢地を曝はつた勅賜田。3、功勞才藝あるものに賜ひし功田、賜田。4 神田、寺田(寄進地)。5、人民の生業國富の増進より獎勵したる開墾地、墾田。6、職田、位田——右の中には有稅地や期限後返すべき地(三世一身の地)があつたが無稅地永久私有地が多い。元來相傳爲<sub>ニ</sub>庄家<sub>ニ</sub>券券分明無<sub>レ</sub>妨<sub>ニ</sub>國務<sub>ニ</sub>とは右の國家の許した數ヶ條に該當する莊園(家はそれを耕す農家)を云ふのである。たから莊園と云つても國法にて許されたものと然らざるものとある。けれども藤氏專權時代となりては地方亂れて國法で許さない又は詐欺で許可を得る私有地が多くなつた。(二三頁、後三條天皇の條参照)

とその關連は歴史研究及教授に當つて最も重大なる要件である。精密な研究から妥當な批判の生れることは當然であるが各々二つの立場の嚴守がこの連關を將來することも忘れてはならぬ。  
◇教授上にあつては諸院諸官の中の皇族を避けて原文はもとより藤氏の專權の例としてあるから藤原氏を例にとる方が適當であり、地方にあつては將門を探るのが良い。(理解容易である) 教化上の主旨(格の本旨もそれであり)からも特に百姓を愛し給ふ大御心より墾田の許可は「只爲百姓獨立其文」との御聖旨を徹底せしむべきであつて、政治家勢力家に對する慷慨よりも國民全體の私欲からでもあることを注意して如何なる地位に於ても社會改造に參與する責任を自覺せしむべきである。

(参考) ○五位以上云々 五位以上の人は殿上人となり得たし國守は大抵五位であり、少納言、少輔以上は五位以上の人であつた。寶龜九年四月甲申『勅、自今以後五位已上位田——位によつて貰ふ田——薨卒之後、一年莫<sub>レ</sub>收』(續記)とあつて特別待遇を受けてゐた。これ等の人々は政務の實權に關與してゐたから、その權門勢家となるものを防がんがため範圍を擴大して凡て有力な役人以上の人々に禁令を下した。○出舉之日……不<sub>レ</sub>請<sub>ニ</sub>正稅<sub>ニ</sub>は權門と結托した悪い百姓の脱稅理由と見ないで國司の怠慢惡意の方にも解される。收納之時蓄<sub>ニ</sub>穀私宅<sub>ニ</sub>、不運官倉は國司の方に解されるから、そうすると國の利となる出舉の日に正稅を貸出すことを官に願出ないで公務を怠るとも思はれる。國司出舉之日、收納之時長官以下順次出納、不<sub>レ</sub>須<sub>ニ</sub>長頭一人專當<sub>ニ</sub>(貞觀十二年八月二十六日格)で推すとむしろ出舉はするが私利のため官稻を私稻として貸出——實際かゝる國司もあつた——とも考へられる。漢文の對稱的形式美に

(語釋) ○廻<sup>ミ</sup>消災之慮<sup>一</sup> 災は災に同じ。《は川なり。よりて一字にて火難水難等の天災を意味する。災を消すやうに考慮を廻らせよ。

—( 76 )—

(通解) 天災地變其他非常の際は先づ親を訪ひ、次に朝廷に参り其の職とする所の官に従つて災厄を除く考をめぐらせよ。

(要項) 非常の際早く親を訪ひ次に參朝して其の官の職責を果すべしといふ。この遺誠は當時の一般公家の道德思想であつたであらう。これは一旦緩急ある際皇室を守護し奉ることの以前に親を訪ふべしと云つてゐるのではなく公の事務的處理の前に親を訪ふべしと云つてゐるやうでもある。それにも九條師輔の行動一般について見ると一家の利害を先きとして云はれてゐると思ふ。これを主人を何よりも先として至誠をつくすべきことを道德の基準とした武士道に比して道德精神の緊張度を見るべきであらう。師輔の子兼家や孫の道長頃の藤氏の專權、榮華がこの師輔の如き思想に發するを想ひば寒心の至りである。

[170] 藤原兼通と弟兼家の間柄 (大鏡卷五兼通)

(語釋) ○ひんがし 東<sup>ひがし</sup> ○なからひよからず 仲がよくない。 ○とぶらひ 訪問。 ○おまへなるくるしき

ものとりやり 病床の前にある見苦しき物などとり片つけて。 ○おほとのごもり 大殿隠、大殿は寢殿。故に御寝みになること。 ○内へ參らせ給ひぬ 内裏へ參つた。 ○あさまし あきれる。心あさし。驚く。 ○心うく 心憂く。不快。 ○おまへに候ふ人々もこがましく思ふらん 兼通公に侍する人もあまりの事にあきれてばかくしく思ふであらう。と兼通は考へた(「やすからぬ事なり」まで考へた部分である——こゝの文は考へた人の態度が判然しないが)。 ○車にさうぞくせよ 車に装束せよ。車を飾り準備せよ。 ○御前もよほせ 前驅を命ぜよ。お前催せ ○物のつかせ 物の恵<sup>ケ</sup>がつく。妖怪がつく(即ち氣が狂ふ)。 ○うつし心 本心、現心。 ○陳のうちは……陣(瀧口の陣ならん)の中は若き公達に扶けられて、瀧口の陣(瀧口の侍の詰所)の方から陛下の御前に參らせ給ひて、昆明池の障子のもとにさいでさせ給ふと、日の御座即ち主上の御座所に(清涼殿にあり)兼家が先きに參つてゐた程であつた。 ○内に關白の事申さんと思ひ……主上に奏請して自分が關白にならんと思ひ兼通の堀川殿を素通りして○めをつぢらか 怒りて目を圓くして。 ○いとあさましくおぼしめす ひどく驚きました。 ○おにのまのかたにおはしぬ 鬼の間に退いた、鬼の間は清涼殿の中にある室の名、夜叉の繪がある。(禁秘御抄上、鬼間、南壁、白澤王切レ鬼繪<sup>アリ</sup>)。 ○御まへについみ給ひて 御前にかしこまつて、笑居<sup>ハス</sup>にてひざまづいて。 ○除目 任官のこと、春秋二度行ふ例であるが臨時の時もあり、宣旨は天皇の勅なれど任免を司るは關白の權限なり(参考)。 ○藏人<sup>ヒト</sup>、頭<sup>ヒゲ</sup>、嵯峨天皇の時置かれた藏人所の長官(總裁は別當とて左右大臣の兼職)である。始めは機密の文書を司つてゐたが後には詔勅を傳宣することになり殿上一切の事を總掌するやうになつた。頭は藏人の場合のみトウと讀む。 ○東三條殿の大將を取て云々……兼家の大將の官を取上げて從弟に當る濟時(師<sup>サ</sup>の子)に授けた。大將は三位相當、治部卿は

—( 77 )—

四位相當官（共に納言の兼職）時に圓融天皇貞元二年十月、翌月兼通が薨した（年五三）。

—( 78 )—

(通解) 兼通は何時亡くなるかも知れぬ程の重病であるた時、つい東隣の弟の兼家が門の前にさしかつた。そこで見舞にきたのは日頃の仲の悪いにもかゝはらず大病と聞いて心配してのことであらうと嬉しく思つて枕もとをとり片除けたりして待つてみると素通りして参内して了つた。兼通はひどく怒つて「側にゐる者に輕蔑されるのも體裁わるいし、又弟が見舞にきたら關白など譲ることなどを話さうと思つたのに」と重病を押して参内した。やつと主上の御座所にまかり出るとして兼家が御前に座してゐた。兼家は主上に關白にして戴きたいと奏請するために急いで一足早く参内したのであつたが兄の見幕に驚いて次の間に退いた。兼家は最後の任官をやつて從兄頼忠を關白に從弟濟時を大將に引上げて實弟の兼家を治部卿に下げた。そして退出してからしばらくで失くなつたと云ふことである。

(要項)

- 1、兄弟仲の悪いこと。權力争ひのため兄の重病を見舞ふことさへせずに、好機會なりとして關白にならんとした弟兼家の不徳義は實にあきれる程である。
- 2、兄兼通の怒はさることながら豫め天子にお願ひすることなしに突然参内し關白等の重職を勝手に動かしたその専横は極まれりと云ふべきである。

(参考) 兼通が重病の身であつたから瀧口の陣までは人に扶けられて歩いたが主上の御座所では獨りで伺候し臣下

としての禮儀を守つた。

○除目 目は列舉した目録で任官の人名簿に當る。除は拜<sub>レ</sub>官曰<sub>レ</sub>除。除猶<sub>レ</sub>易、以<sub>レ</sub>新易<sub>レ</sub>舊 以<sub>レ</sub>新易<sub>レ</sub>弊 大晦日を除夜といふのは舊き年を除いて新年を迎ふる夜なるが故である。舊を除くは新を迎ふる意味となるからこゝでは免官ではなく任官を意味する。(故事熟語大辭典)

[172] 藤原兼家と子道兼との間柄 (大鏡卷六、道兼の條)

(語釋) ○御いみ 御忌み。 ○土殿 父母の喪に際して子の籠る小屋を倚廬といふ草葺で塗らない。宮中ではこれを土殿と申した。藤原氏專權にして天皇の土殿に模したのであらう。(鈴木弘恭校正大鏡註釋47) ○御念誦 念佛をし讀經すること。 ○さるべき人々よびあつめて 然るべきわが勝手の人々を呼びあつめて。 ○後撰 後撰和歌集にして村上天皇の和歌所たる梨壺の五人の撰するところ。 ○古今 古今和歌集のこと(参照)。 ○興言しあそび雑談などして遊ぶ。 ○其ゆへは云々 花山天皇は兼家の兄伊尹の女の所生である。天皇、妃抵子卒するや深く悲しみ給はれたので兼家子道兼をして天皇に出家をすゝめ奉つた。道兼共に出家して終生扈從し奉らんと誓つた。寛和二年(御在位二年)天皇遂に出家し給ふにより兼家は自れの女の出なる三條天皇を擁立して權力を振つた。道兼は途中から逃げ歸つた。そして其功により父から關白を譲受けんとした。しかし兄道隆關白となつたため道兼が不平であつた。それ故父の喪にもかくの如き振舞をやつたのである。(父兼家は人の諫により順として長子道隆に關白を譲

—( 79 )—

つたのである)。

(通解) 道兼は父兼家の死を少しも悲しまないで、御いみにもこもることなく、暑いからとて簾などを上げて晴々しくし念佛讀經なども一つもしなかつた。そして好きな連中を集めて後撰集や古今集の和歌など読んで遊んでゐた。そのわけは花山天皇を欺き御退位なさる様にし、父の望み通りに三條天皇が即位なされたから關白を自分に譲つてくれるのは當然であるのに兄道隆に譲つたのは恨めしいといふ理由からであつた。

(要項)

- 1、父の喪にも念佛一つせずに遊び戯れてゐる道兼の親不孝は此の父にして此の子あり(兼家の不人情は前節を見よ)とでも云ふべきか呆れかへる醜態である——いかに父が其の約束に背いたからとて。
- 2、權力利益のために如何なる陋劣な手段をも辭せず花山天皇を欺き奉つた彼等父子特に道兼の不忠な態度たるや憎むべきである。

(参考)

- 1、兼家攝政たること五年にて薨じた。次に道隆の關白六年、其の薨後道兼關白となり、七日にして薨じた(三十五才)時人は七日關白といふ。何れも一條天皇の代である。
- 2、花山天皇は御出家になられてから天台、真言に關係ある西國の有名な寺三十三ヶ所を巡禮遊ばされた。紀州那智山(熊野)を第一番とする西國三十三番札所は茲に始まると云はれる。

[174] 三條天皇の御製 (榮華物語卷十二)

(語釋) ○かゝる程に 物怪が出て來たりして、それが爲であるのか内裏焼亡のことがあつた。それで三條天皇は再び内裏の造営を待ち給ひてそれが爲に御在位の中に再度の焼亡に遇ひ給へるなど、末世までも例に引かれねべき事を殘念に思されて、せめては早く讓位せむと思召して御苦惱遊ばしてゐられた場合のことを指す。○今いくばくにあらねば まだ御卽位以來(四ヶ年)年數いくばくもあらねばとの意。○心あはたゞしき様なるに 御讓位の程も余りにも慌しい早すぎる嫌ひはあるが。○しはすの十日よ日の夜 陰曆十一月の十四日の夜。○心にもあらての御製 不本意ながら讓位後此のうるさい世の中(現在)に生き永らへたならば、今宵の明き月を如何にいたましく思ひ起すであらうとの御意。

(要項) 天皇は常に眼疾を患ひ給ふのみならず屢々道長の反抗的態度に悩まされ給ふた。道長は天皇の御眼疾が到底全快の見込なくその爲に政務澁滯するを理由として、天皇に御讓位を迫らんとし腹心の者に命じ、その目的を達成するに努めた、かくの如くして天皇は御病勢の昂進と道長の強請との爲に餘儀なく十月初めて御讓位の御決心をなされたのである。十二月十四日月の夜天皇は上の御局におはしまして前記の歌を詠まれ中宮(姫子)に御心境を述べられたのである。

(参考) この歌を詠まれてまもなく翌年長和五年正月廿九日後一條天皇(一條天皇の中宮彰子の出)に讓位遊ばされた。三條天皇の御母は兼家の女超子(道長の妹)であり、その妃姫子(藤原濟持の女)は敦明親王を生み奉つた。敦明親王は後一條天皇の皇太子となられたが、道長は一條天皇の中宮彰子(道長の女、上東門院)の第三皇子敦良親王を皇太子となさんがために運動したので敦明親王は皇太子を辭し小一條院と申された。かくて敦良親王は後一條天皇の次に即位遊ばされ後朱雀天皇となられた。かくの如く道長は已れの女の出なる皇子の即位のため如何なる手段も辭せなかつた。

### [174] 藤原道長の和歌(小右記)

(訓讀) 寛仁二年(○後一條天皇)十月十六日乙巳今日女御藤原の威子を以て皇后に立つるの日なり。(前の太政大臣の第三娘、一家三后を立つ未だ曾て有らす)……太閣(藤原道長)呼びて下官(藤原實資)を招き云ふ、和歌を读まんと欲す、必ず和す可きや者<sup>てれば</sup>、答へて云ふ、何で和し奉ら不らんや。又云ふ、誇たる歌になむ有る、但だ宿構の者に非す此世をば我世とぞ思ふ望月の虧<sup>かけ</sup>たる事も無と思へば

余申して云ふ、御歌優美なり、酬答する方なし、満座只此の御歌を誦す可し、元稹の菊詩、居易和せずして深く賞歎し終日吟詠せり。諸卿響應、余亦數度吟詠す。太閣和解殊に和を責めず、夜深く月明かなり、醉を扶けて各々退出す。

(語釋) ○前太政大臣 道長を指す。○三后 彰子(一條天皇中宮)、妍子(三條天皇中宮)、威子(後一條天皇中宮)。○太閣 父子二代關白となつた者の前者を呼ぶ尊稱、こゝでは道長を指す。○宿構者 こゝでは前から詩文の下ごしらへをすること。○響應 道長の歌が餘りに巧なる爲にひゞき應ずるが如く歎賞するの意。○元稹(中唐の末)字は微之、河南の人、爲人清廉、長詩に於ては白居易と名を齊しうした。時に元白と稱し、宮中呼んで才子とした。著書に「元氏長慶集百卷」及「小集十卷」。○菊の詩(参考)「此世乎ば我世と所」云々の歌 この世をば我世とぞ思ふ望月のかけたることもなしと思へば。乎はをとよむ 中庸に獲<sup>ニ</sup>乎上<sup>ニ</sup>有<sup>レ</sup>道とあり日本では上を獲ればとよむ故に乎はをとよむ。所は「他所」のそに當る。滿月の如くかけたことのない此世を我世と思ふ。即ち凡てのものが幸福に達せられて(娘達三人とも宮中に入り其子の頼長が關白となつたことなどをなす)榮華の極點に達した道長の當時の優越感を其のまゝ現はしたのである。○和詩歌に合はせること、返歌などのやうに。

(通釋) 寛仁二年(後一條天皇)十月十六日乙巳、今日は女御藤原威子を以て皇后に立つるの日である。前太政大臣の第三娘威子で之で一家三后を立てたこととなり、かかる例は國史に未曾有の事である。……太閣であつた道長は下官たる右大將實資に對し和歌を讀まんと思ふが必ず和して答へようと云つた所實資は和し奉らずに措きませうかと答へた。道長は、誇りたる歌ではあるが、即興の作であると云ひ、「この世をば我世とぞ思ふ望月のかけたること思へば」といふ和歌を示して實資に返歌を求めた。實資は道長の歌の餘りに優美なる爲返歌を作る能はずと云ひ満座只此の歌を誦すべしと云つて、元稹の菊の詩に、白樂天が和せずして終日歎賞し吟詠した故事を擧げて之を辭した

が、諸卿も之に應じて再三この歌を誦した、爲に道長は非常に好い機嫌になつて和せないのを責めなかつた。夜更けて明月の下、各々醉を抜けながら退出した。

(要項) 當時の如く政權を獲得し且之を永く維持せんとするには皇室との外戚關係を作ることを必要とした時代に於て道長に多くの女子のあつたことは非常なる幸福であつた。前記の三后共に道長の女である。かゝる例は國史に未曾有の事であるから道長の得意や掩ふべからざるものがあつた。十月十六日、威子立後の日、儀終つて道長、土御門の新第に會し酒宴を催したがその席で道長はかの「望月の歌」を歌つて得意の心境をそのまま述べたのである。道長の專權をお憤りになられて「こゝろにもあらで云々」の御製をお詠じ遊ばされし三條天皇のお傷ましい御心を拜察する時、日本民としてこの道長の横暴に誰か悲憤の涙を流さぬものがあらうか。

(参考) この年は長和四年より一年以後であり、前年には三條法皇崩じ、小一條院が皇太子を辭せられ敦良親王が皇太子となられた。全く「望月の如き全盛期であつた」。○元稹、菊詩 德川時代の編なる絶句類選卷之二十一に元稹「菊花の題にて」秋叢繞舍似陶家、遍繞籠邊日漸斜、不是花中偏愛菊、此花開盡更無花 が收載せられてゐる、或はこれであらう、陶家は陶淵明の家、第三、四句は花の中で菊のみを愛するわけでないが此花がつきるともう咲く花がないから……といふ意味である。「繞」が二度出たり、理窟ツボい點があつたり餘り感心せぬが他に見付からぬからこれを引用する。

### [174] 藤原頼通の暴戾（榮華物語卷十五）

(語釋) ○かくて世をそむかせ給ふ 物怪の出現が因となつて道長は苦惱の結果病床にあつて隠居する身となつたこと。○御いそぎは「うら吹風」にや『我も思ふ人も忘るなれば海の浦吹く風のやむ時もなく』(後撰集)と見えた歌によつたのである。浦曲に吹く風のやむ時もない程ひたすら工事(御堂即法成寺建築)の完成を急いだことを指す。○御心ちれいざまになりはてさせ給ふ 快癒されて例の通り即ち平常の通りになられた。○さるべきおほやけごと 然るべく大切な朝廷に關する事柄。○さる物にて その儘さしあいて。○御堂 法成寺、現在の京都府立第一高等女學校敷地に相當す。(御所と加茂川との間、近年法成寺の瓦を掘出す)

(通解) 當時道長は當床にあつて隠居してゐたが自分の御堂(法成寺)建築については浦曲に吹く風の止む時もな程一意専心工事の完成を願つた爲でもあらうか、今や道長は平常の通り快癒してしまふと直ぐさま御堂完成を極力急いだ。道長の子の頼通は京師にある百官は勿論のこと、諸國にさへ布令を廻して朝廷に關する大切なことでもさし置いて御堂建築の方を先きにすべしと云つた。(斯くの如く私事のため公事を捨てよと公言する藤原氏一門の專横は極まりと云ふべきで許すべからざる非道の行である)。

日までは幾多の行路難があつた。

不比等の四子がそれ／＼南家、北家（居宅の位置に據る）式家及び京家

（字合は式部卿となつたから式家磨）

と分れたが、後世最も繁榮したのは第二子房前の家即ち北家である。

一方に藤氏の繁榮は皇室との外戚關係の然らしむるところ多大である。

不比等の先妻の女宮子は文武天皇夫人となり聖武天皇を生み奉つたが後妻の女光明子（媛宿）は聖武天皇の皇后となつて孝謙天皇を生み奉つたのである。これこそその勢力を伸ばす一大契機となつたのであり、又藤原氏より皇后

を出す例が開かれたのであつた。不比等の後妻橘三千代は縣犬養宿禰東人の女で、初め敏達天皇の玄孫美努王に嫁し、（其の間に生れたのが葛城王佐爲王及び牟漏王の三方である）既に天武天皇の御代より宮中に奉仕して、内命婦としてその忠誠を賞され元明天皇（元和十一銅）より橘宿禰の姓を賜つた。女帝が續いた當時であるからその信任が厚かつたこと考へられる。光明子が不比等を父としこの三千代を母としてゐたからそれによつて藤氏の宮中に於ける勢力が他氏に一步先んじたことが想像されるであらう。

しかるに不比等の薨後は舍人親王が知太政官事にましく、其の下に長屋王(天武天皇の玄孫)が大納言として實權を握つ

(参考) 道長が病んだのは寛仁三年である、此時は剃髪して行觀と法名し、また行覺と改めた。そのため一層法成寺の功を急ぎこの年に完成した。時人は法成寺の華麗を見て地上極樂の出現であると驚いた。その後八年萬壽四年十二月病死した時に年六十二才。因に彼は吉野金峰山に納めた經筒に（國寶　金峰神社藏）

南贍部洲大日本國左大臣正二位藤原朝臣道長百日潔濟率信心道俗若干人、以寛弘四年秋八月上金峰山以手自奉書寫妙法蓮華經一部八卷无量義經……合十五卷納之銅篋埋于金峰其上立金鋼燈樓奉常燈始自今日期龍華晨……依世間病惱……念彌陀尊往生極樂……

とあるが此時は道長が漸く勢力を得始めた時で翌寛弘五年十月には一條天皇の中宮彰子（道長の女）が敦成親王——後一條天皇——を生み奉つた。この前年に當る納經はこの皇子御生誕をお祈りするためであつたかも知れない。それは清盛の嚴島納經の動機（清盛の願文）に比して考察される（大日本金石史1）遙々自ら吉野大峰山上に出かけて本堂に納經（經塚に）したことを考へると或はさうかも知れない。

[175]

藤原氏略系

丸山一郎、藤原氏の興隆（日本歴史）を参照

2

閥族蘇我氏を打破し大化革新の斷行を見たのは中大兄皇子（天智天皇）の英斷と、藤原鎌足の輔佐の力であつた。次いで近江朝廷令の編修となつたのであるが、その子不比等また大寶令の編纂に預つたのであるから、この父子二人

てゐられたが神龜六年長屋王は（時大臣）左道を學んで天下を傾けんとすると云ふ嫌疑の下に自殺し給はれた。しか

もこの事件が終ると共に夫人光明子は皇后に冊立なされたから藤原氏の陰謀であらうとの説もある。

かくて兄弟四人廟堂に立つこととなり而も御若年の聖武天皇輔弼の重任にあつた知太政官事舍人親王及び畿内大惣管新田部親王が天平七年相次いで薨去し給ふに及んで藤氏四家の隆昌が招來された。

然るに天平九年に流行した痘瘡のため、兄弟三人が薨じ末弟の麿は陸奥の征夷の陣に薨じて大頓座を來たした。

それに代つて登場したのは皇族であり而も奇しくも橘三千代の子葛城王即ち橘諸兄であった。

奈良時代の前半までは阿倍、多治比、石上、大伴、巨勢等の舊豪族が中央に勢力を有したが、皇族が政局の中心に立たれ刑部親王、穂積親王舍人親王と云ひ、一種の皇族政治であつた。しかし、皇族とは云ひ敏達天皇四代の孫（善努王の王子）であり乍ら左大辨の葛城王が天平三年參議の重任に就いたことは矢張り生母たる三千代が不比等の後妻となつたことがその大なる理由であらう。この葛城王が天平八年十一月、上表して親母縣犬養宿禰三千代の功を稱して自ら乞ふて人臣に下り母姓を冒し、橘宿禰の姓を賜はつて諸兄と改名した。皇族の出であり三千代を母とし、光明皇后は妹であり更に皇后の妹にして不比等の女を妻とする諸兄が藤原氏の中心人物なき後に躍進してきたのは當然のこと考へられる。

かくて諸兄は十年に正三位右大臣、十五年に從一位左大臣に上り天平勝寶八年致仕するまで十餘年全權を振つたのである。

式家宇合の長子廣嗣は詐奸に長けたるの故を以て親族より太宰少貳に貶され、天平十二年の秋、時政の得失を論

じて・僧玄昉と吉備眞備とを除くを名として反し誅に伏したのも、一身と共に一族の不遇を挽回せんとの希望であつたかも知れない。而してかかる變事が口實とされて不比等の全盛と共に營まれた平城京を去つて恭仁京、或は紫香樂宮への遷都が諸兄によつて企劃されたのである。

### (三)

橘諸兄に對抗する人物は藤氏では武智麿の子仲麿のみであつた。彼は材幹を以て累進し樞機に參し、天平勝寶八年聖武太上天皇の崩御の翌年春左大臣遂に致仕すると共に皇太子道祖王を廢し大炊王を奉じ全權を振ひ、橘、佐伯、大伴、多治比等の舊豪族が連合して自れを排斥せんとしたのを捕へて處刑した。かくて孝謙天皇が大炊王に御讓位遊ばされ淳仁天皇の代となるや益々專恣となり大寶令の官制を改めて大師（太政大臣）となつた。しかるに内道場の僧道鏡が上皇の親任厚くなるに及んで仲麿はこれを除かんとして却つて誅せられた。しかして仲麿によつて壓せられてゐた藤氏の人々が復活してきたが暫く道鏡の全盛時代であつた。

清麿を助けてこの非望を打破した藤原永手や百川の義俠は必ずしもその勢力挽回のためではなく日本臣民として當然のことであつた。

百川が兄の良繼と共に光仁天皇を奉じて政治を革新し、桓武天皇の即位に力をつくして薨じたがその後勢力のあつたのはその甥種繼であつた。しかし彼は長岡遷都を企劃してその工事半ばにして暗殺され。その子仲成、藥子の兄妹は平城上皇の信任を厚くしたがその重祚を計つて誅に伏してより式家が衰へた。これに代つたのが北家であつて藤原時代を現出せしめ北家即ち藤原氏の如き歎あらしめたのは嵯峨天皇の信任を得た北家の冬嗣その人であつた。（これ

以下は教科書に詳かである)

以上は藤原氏がその勢力を確保するまでの事情を述べたのであるが、大體に於いて皇族政治及び他氏の勢力排斥にあつたのであるが藤氏全體としての團結は割合に少かつた様である。且つまた天皇の信任によつてその勢力が保たれたることは仲磨の（道鏡もそうであるが）の榮達とその凋落に見ても領かれるのであるこゝに我國體の永遠に侵し難い力と光があるのである。

藤氏の勢力を大盤石ならしめたのは機略抜群の良房であつた。長良の子基・經がその養子となつて更に鞏固ならしめた。時平は道眞を排斥してから八年にして（左大臣）三十九で薨じた。其後は弟の忠平の時代となり忠平は天暦三年七〇才にて薨するまで攝政關白太政大臣となつたが温厚の長者に過ぎなかつた。その第二子師輔が勢を得たのはその女安子が村上天皇の皇后となつてからであつた。師輔の九條流と實賴の小野宮流とは年中行事の儀式さへ方式を異にすることとなり一門の争は兼家兄弟に至つて劇しくなつた。

## 〔附〕

## 〔時刻表〕

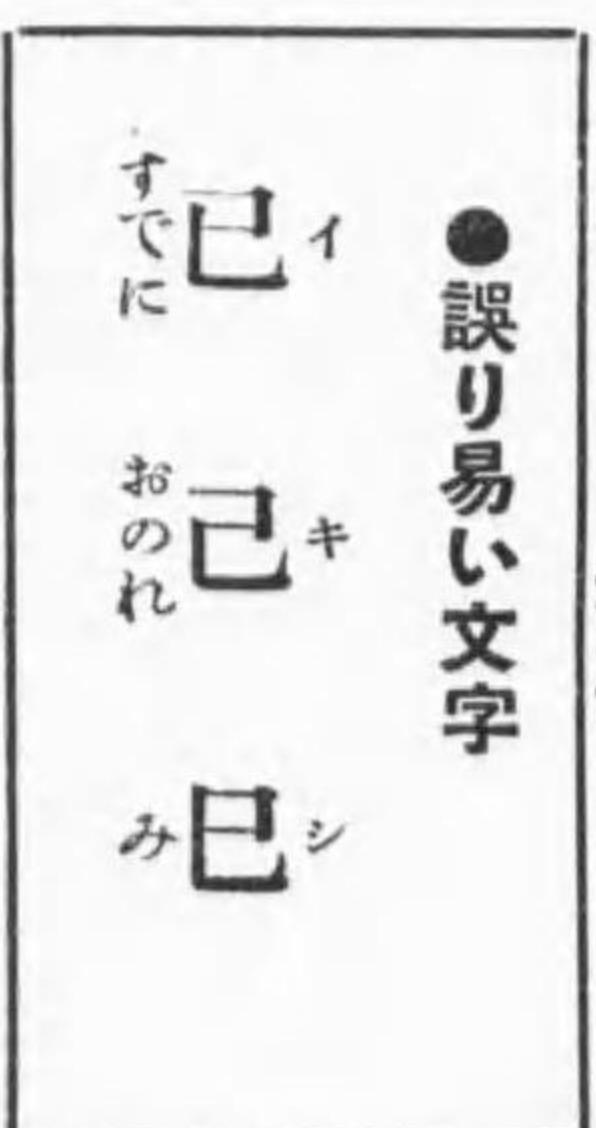
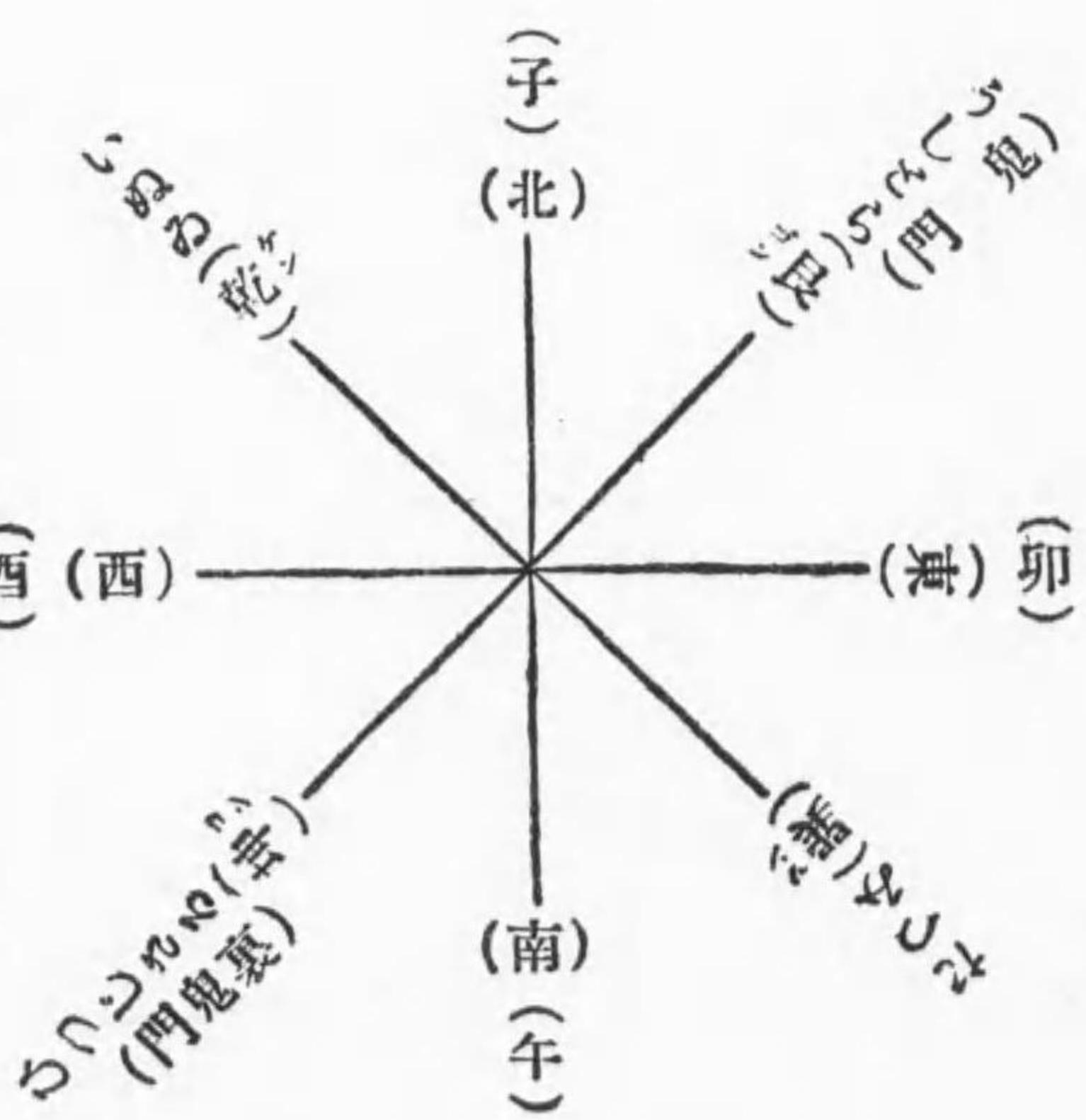
(午前)

12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1時
九	四	四	五	五	六	六	七	七	八	八	九ツ半
ツ	ツ	ツ	ツ	ツ	ツ	ツ	ツ	ツ	ツ	ツ	ツ
半	半	半	半	半	半	半	半	半	半	半	半
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
午	巳	辰	卯	寅	丑	子					

(午後)

12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1時
九	四	四	五	五	六	六	七	七	八	八	九ツ半
ツ	ツ	ツ	ツ	ツ	ツ	ツ	ツ	ツ	ツ	ツ	ツ
半	半	半	半	半	半	半	半	半	半	半	半
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
子	亥	戌	酉	申	未	午					

## 〔方角〕



卷之三

昭和九年十月十五日印刷  
昭和九年十月二十日發行

〔社會式株籍書都京賣販手一〕